

平成26年3月

中札内村議会定例会会議録

平成26年3月17日（月曜日）

◎出席議員（7名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	5番	黒田和弘君
6番	男澤秋子君	7番	北嶋信昭君
8番	高橋和雄君		

◎欠席議員（1名）

4番 笠松 直君

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副 村 長	火 山 敏 光 君	総 務 課 長	高 桑 浩 君
住 民 課 長	山 崎 恵 司 君	福 祉 課 長	岡 田 好 之 君
産 業 課 長	阿 部 雅 行 君	施 設 課 長	長 澤 則 明 君
総 務 課 長 補 佐	紅 露 弘 幸 君	総 務 課 長 補 佐	中 道 真 也 君
住 民 課 参 事	坂 村 暢 一 君	福 祉 課 長 補 佐	高 桑 佐 登 美 君
福 祉 課 保 育 園 長	成 沢 雄 治 君		

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教 育 次 長 大和田 貢 一 君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事 務 局 長 産 業 課 長 兼 務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長 片 山 勇 一 郎 君 書 記 林 真 悠 君

◎議事日程

日程第1	請願第1号 (委員会報告)	特定秘密保護法の廃止を求める請願
日程第2	意見書案第1号	特定秘密保護法の凍結を求める意見書
日程第3	議案第13号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第4	議案第14号	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5	議案第15号	中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	議案第16号	中札内村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第17号	中札内村普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第18号	上札内交流館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第19号	平成26年度中札内村一般会計予算について
日程第10	議案第20号	平成26年度中札内村国民健康保険特別会計予算について
日程第11	議案第21号	平成26年度中札内村介護保険特別会計予算について
日程第12	議案第22号	平成26年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第13	議案第23号	平成26年度中札内村簡易水道事業特別会計予算について
日程第14	議案第24号	平成26年度中札内村公共下水道事業特別会計予算について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きたいと思いを。
最初に、諸般の報告をさせていただきます。
笠松議員より、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、報告をいたします。
本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

◎日程第1 請願第1号 特定秘密保護法の廃止を求める請願

○議長（高橋和雄君） 日程第1、請願第1号、特定秘密保護法の廃止を求める請願を議題にいたします。

この請願は、総務常任委員会に付託した事件です。
審査が終了し、委員長から報告書の提出がありました。
委員長の報告を求めます。
男澤総務常任委員会委員長。

（男澤秋子総務常任委員会委員長登壇）

○総務常任委員会委員長（男澤秋子君） 総務常任委員会審査報告書。

平成26年3月6日開会の定例会において、付託された事件について審査を終了したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。

請願第1号、特定秘密保護法の廃止を求める請願。

2、経過。

審査は3月6日全委員の出席を得て審議した。

3、結果。

本請願の内容・趣旨は十分理解できるものである。

4、決定。

請願第1号は採択とする。

○議長（高橋和雄君） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

請願第1号、委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

請願第1号、特定秘密保護法の廃止を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり採択と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択されました。

お諮りをいたします。

男澤議員から意見書案第1号が追加提案されました。

この際、これを日程に追加し、順序の変更をしてただちに議題にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号を日程に追加し、順序の変更をして議題にすることは決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時 5分

再開 午前10時 6分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第2 意見書案第1号 特定秘密保護法の凍結を求める意見書

○議長（高橋和雄君） 追加日程第2、意見書案第1号、特定秘密保護法の凍結を求める意見書を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この意見書案第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

意見書案第1号に対して、知本議員ほか1名から修正の動議が提出されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時 7分

再開 午前10時 8分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。

この意見書案第1号に対する修正案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号に対する修正案については、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

それでは、ただいまの意見書案第1号と意見書案第1号に対し提出された修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第1号及び意見書案第1号に対して提出された修正案に対する討論を行います。討論はございませんか。

2番佐藤議員。

○2番(佐藤耕平君) それでは、意見書案第1号に対して提出された修正案に対する賛成の討論をしたいと思います。

この法律の問題点は、意見書案の文書にもあるように明らかとなっています。

凍結とって、一時的に法の施行を停止できたとしても、法律がある以上、危険性や問題点なくなることはないと思自思います。

修正案は、そういう点では、法そのものを廃止するという点では凍結よりもより一層いい方向への発展しているものであると考え、修正案のほうに対して賛成の意見を述べさせていただきます。

○議長(高橋和雄君) そのほか、討論ございませんか。

5番黒田議員。

○5番(黒田和弘君) それでは、私は修正案に反対する立場で討論に参加をさせていただきたいと、このように思います。

確かに、特定秘密保護法は行政機関の長が安全保障にかかわると判断すれば、どんな行政情報も特定秘密と指定をし、半ば永久的に国民に隠し続けることが可能な法律であると言わざるを得ないわけであります。

国会での問題の解明も全く不十分で、議論は尽くされておりません。

また、国民の知る権利を奪い、国民主権と相いれず、施行することは許されないというふうに思いますが、現段階で特定秘密保護法を即廃止するということではなくて、国民の理解を得るまでは凍結を求めるものでございます。

よって、修正案の廃止にする原案に反対し、討論を終わります。

○議長(高橋和雄君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) これで討論を終わります。

これより意見書案第1号と意見書案第1号に対する修正案について、起立により採決をしたいと思います。

最初に、意見書案第1号に対する修正案についての採決を行いたいと思います。

この修正案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋和雄君) 起立多数です。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案に対して採決をしたいと思います。

修正部分を除く部分については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 議案第13号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

◎追加日程第4 議案第14号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長(高橋和雄君) この際、追加日程第3、議案第13号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、追加日程第4、議案第14号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題にしたいと思いません。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ですが、1点目は、通勤のため自動車等を使用する職員の通勤手当については、これまで一律月額8,000円を支給していましたが、勤務実態にあわせて、距離に応じた額に改めようとするものであります。

2点目は、平成18年4月の給与構造改革に伴って行ってきた、いわゆる現給保障を廃止しようとするものです。

次に、職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例ですが、通勤手当の支給基準との整合性を図るため、在勤地内の定義を改めようとするものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を、高桑総務課長、お願いをいたします。

○総務課長(高桑浩君) 補足して説明をさせていただきます。

黒ナンバー15番の議案関係資料18ページをお開き願います。

給与条例の新旧対照表ですが、通勤手当につきましては、第6条の4第2項第2号で、現行は、通勤のため自動車等を使用する職員で、旅費条例による通勤距離が在勤地内である4キロメートル以内の職員を除き、一律月額8,000円としております。

改正後は、通勤距離に応じて、片道4キロメートル以上10キロメートル未満である職員は4,100円。以下、60キロメートルまで5キロメートルごとに額を定め、最高額は60キロメートル以上、2万4,500円に改めようとするものです。

次に、給与条例附則の改正の説明の前に、通勤手当に関連する旅費条例の改正について説明させていただきます。

22ページをお開きください。

通勤手当は、現行、在勤地内である4キロメートル以内の職員を支給対象外としていますが、これを4キロメートル未満に改めるため、あわせて旅費条例を改正しようとするもので、この旅費条例の新旧対照表ですが、在勤地の定義を4キロメートル以内から4キロメートル未満に改めようとするものです。

次に、戻りまして19ページをお開きください。

給与条例、平成18年条例第17号で改正をしました附則ですけれども、追加する第11項は、平成26年4月1日以降は、第8項の規定による給料は支給しないとしております。

第8項は、平成18年4月の給与構造改革に新しい給料月額が、それまで受けていた給料月額に達しない職員にその差額を支給するというものですが、国家公務員に準じ、これを廃止しようとするものです。

条例の施行日はいずれも平成26年4月1日としております。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

（「議長」と呼ぶものあり）

○議長（高橋和雄君） 1番中井議員。

○1番（中井康雄君） 委員会付託の動議を提出いたします。

議案第13号及び議案第14号につきましては、慎重な審議が必要だと思われまので、委員会に付託し、審議していただくことを求めます。

（「賛成」と呼ぶものあり）

○議長（高橋和雄君） ただいま、中井議員から議案第13号及び議案第14号について、委員会付託の動議が提出されました。

この動議は、1名以上の賛成者がありましたので、成立いたしました。

委員会付託の動議を議題として採決をします。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋和雄君） 起立多数です。

したがって、議案第13号及び議案第14号について、委員会に付託する動議は可決されました。

ただいま議題となっています議案第13号及び議案第14号については、会議規則第39条の規定により、所管の総務常任委員会に付託をします。

なお、この議案の委員会審査は、この期間中に終了し、報告を願います。

◎追加日程第5 議案第15号 中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 追加日程第5、議案第15号、中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成26年4月1日より消費税率が現行の5パーセントから8パーセントに引き上げられることに伴い、使用料及び捕獲料につきまして、消費税引き上げ相当分を転化させていただくものです。

このことにつきましては、中札内村大規模草地育成牧場運営審議会に諮問し、このほど諮問どおり改定すべきとの答申をいただきましたので、ご提案申し上げるものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部産業課長、お願いをいたします。

○産業課長（阿部雅行君） 補足説明させていただきます。

黒ナンバー15番、議案関係資料の23ページをお開きください。

新旧対照表で説明いたします。

消費税率の引き上げにより、第6条、使用料及び第7条、捕獲料を改定しようとするものです。

第6条、使用料の額ですが、放牧料、1頭1日につき村内牛を230円から235円に、村外牛は280円を290円に。

また、舎飼料は、村内牛を510円から525円に、村外牛は710円を730円に改正しようとするものです。

引き上げ額につきましては、5円単位で調整しております。

第7条、捕獲料につきましては、第1項、受胎の確認がされるまでの捕獲料について、1回1頭あたり2,000円を2,060円に。

第2項、指定した日以外の捕獲料について、1,000円から1,030円に改正しようとするものです。

なお、施行期日は、平成26年4月1日からとしております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 1件だけ聞かせてください。

運営審議会のほうから村長のほうに答申された内容で、今回提案されたということですが、大規模草地育成牧場運営審議会、この中で当然これらについて議論されているというふうに思うのですが、主な意見や何か特にあれば、何点か聞かせていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） 大規模草地育成牧場運営審議会につきましては、12月16日と1月17日、2回開催してございます。

運営審議会の意見につきましては、値上げの額は消費税の範囲内でやむを得ないという意見がほとんどでございます。

今現在、大規模草地育成牧場の運営が黒字経営でないので、5円の値上げだけでいいのかという意見もございましたが、今現在、消費税以外値上げするのは、飼料等、資材高騰

等なっていますので、酪農家にとって、それ以上強いることは無理だということで5円ということにさせていただきます。

主な意見は、ほぼ了解したという意見でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第15号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第15号、中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第6 議案第16号 中札内村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

◎追加日程第7 議案第17号 中札内村普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） この際、追加日程第6、議案第16号、中札内村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、追加日程第7、議案第17号、中札内村普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成26年4月1日からの消費税法等の一部改正に伴い、道路占用料及び普通河川の土地占用料の一部を改正しようとするものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、長澤施設課長、お願いいたします。

○施設課長（長澤則明君） それでは、補足説明をいたします。

黒ナンバー15番、議案関係書類をご用意いたします。

改正内容であります。4月1日より消費税率が8パーセントに引き上げられるのに伴い、消費税法第6条において、土地の譲渡及び貸付については非課税とされておりますが、

その貸付占有にする期間が1カ月に満たない場合は、課税の対象とされていることから、占有期間が1カ月未満の道路及び河川敷地の占有にかかわる消費税を改正するものです。

資料の24ページをお開きください。新旧対照表で説明いたします。

第2条第2項中、占有料の額でございますけれども、100分の5を100分の8に。

また、同じく資料25ページから27ページに記載しております中札内村普通河川管理条例の別表1、流水の占有料の番号5、鉱泉水の土地の占有料を徴収しない場合の単価にかかわる率及び2の土地占有料番号1、鉱泉水から5、採草地及び放牧用敷地の単価及び算出方法の1カ月未満の占有にかかわる部分を、100分の5から100分の8に改正するものであります。

なお、両条例とも、施行期日は平成26年4月1日からとしております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから2件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第16号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第16号、中札内村道路占有料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第17号、中札内村普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第8 議案第18号 上札内交流館設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 追加日程第8、議案第18号、上札内交流館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、上札内交流館の現行使用料の見直しによる改正のため、条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については、教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、大和田教育次長、お願いをいたします。

○教育次長（大和田貢一君） 補足説明を申し上げます。

上札内交流館は、以前の料金設定のまま1月にリニューアルオープンをしていましたが、総合行政推進委員会での審議を終え、状況が整いましたことから、使用料改定のための条例改正提案をいたすものです。

議案資料28ページをお開きください。

新旧対照表ですが、使用区分、調理実習室は、以前は6台あった調理台を4台に減じ、部屋面積が減少しましたことから、1時間当たり300円の使用料を200円に改定しようとするものです。

次に、多目的室は、これまで談話室として利用しておりましたが、この部屋も改修時に面積が減少しておりますことから、1時間当たり300円の使用料を200円に改定しようとするものです。

次に、宿泊室ですが、公民館当初は、青少年教育での利用を想定し、大人と子どもの区分のない料金設定としておりましたが、上札内交流館に改めましたことにより、より幅広い宿泊活動が可能になることから、新たに大人料金を1夜1,500円で設定し、高校生以下の利用につきましては、これまでどおり1夜800円のままといたします。

備考欄3では、宿泊にかかるシーツ、枕カバーのクリーニング代を実費相当分負担していただくこととし、1式500円を徴収しようとするものです。

1式といたしますのは、宿泊数にかかわらず、1セットを連泊使用した場合も500円のままということになります。

実費負担分は、使用料とは異なり、村内高校生以下の利用時の減免対象にはならないものといたします。

この条例が決定いただけましたら、4月から6月までの3カ月間を周知期間として、7月1日に施行しようとするものです。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第18号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、若干聞きたいと思いますが、改正内容はわかりました。

1月31日に推進委員会から村長のほうに答申があったということですが、そ

の推進委員会の中に、これもどんなような主な意見があったのか。

さらにまた、宿泊800円のを大人1,500円、高校生以下が800円ということですが、どのような基準でその額になったのか伺いたいと思います。

それからもう1点、26年7月1日からということ、ただいまの補足説明で4月から6月までは周知期間ということで、旧料金でいくということですが、リニューアルオープンしているわけですから、いきなり4月1日から改正後の金額でいいのではないのかなという気がするのですが、その辺、伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） まず、総合行政推進委員会での意見ですけれども、料金を上げることは妥当ですということでの意見をいただき、付帯として、今後、上札内交流館になりましたことにより、幅広い活用ができるということでの説明を申し上げていきますので、そういった活用がさらに拡大するよう周知徹底をしていただきたいと思います。ご意見を付帯としていただいております。

あと、宿泊費1,500円と800円の根拠となったところの大きなところは、村内の宿泊施設である札内川園地の山岳センターの宿泊料が1夜2,000円ということで設定をされておりますことから、この1,500円というのは、先ほど申し上げたシーツ等のクリーニング代も合わせて2,000円ということでの、それを上限にあわせたという料金設定になっております。

あと、高校生以下の部分につきましては、他の施設との区分を見ても、800円というのが妥当な線であろうということ、据え置きをしたということでもあります。

他の施設というのは、道立国立の青少年研修センター等の比較をさせていただきました。

4月からの改定でいいのではないかとということですが、値上げに関しては、これまで3カ月程度の周知期間を行いながら料金改定をしてきているという過去の例に従いまして、今回も周知を行った後の改定ということで7月1日ということで条例提案をさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） わかりました。

それと、答申内容に利用促進のためのPRに取り組み願いたいという付帯意見があったと、こういうことですが、教育委員会として具体的にどんな取組みをする考え方を持っているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 今後の取組みについてですけれども、まず4月の広報でこの内容について詳細にまず示させていただきたいと思います。

それと、周知、村内だけでなく、村外からの数々の、過去にも利用いただいておりますので、さらにその趣旨の拡大ということで、ホームページに公民館のホームページ部分を設けて、施設の紹介、活動ができる想定を紹介しながら、さらに幅広く周知を行っていくということで、今、準備を取り進めております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） この条例とはちょっと直接関係ないのですが、以前に予算委員会のときかな、創造センターなんかも含めて全体的な使用料の見直しを検討したいとい

う話、されていたかと思えます。

この総合行政推進委員会に対する諮問というのかな、そのとき一緒にそういった話なんかも出されたのか。そこら辺の考え方についてちょっと伺います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 総合行政推進委員会に諮問する前に、内部で検討する会議を何回か開きまして、公共施設全体の使用料について、消費税の転化をするかどうかという論議は行いました。

消費税につきましては、ご存じの通り来年の10月からさらに10パーセントに値上がりするかもしれないということの状況があるものですから、それに加えまして、3パーセントの増加では、例えば、200円の使用料ではおよそ6円程度の値上げになりまして、仮に10円上げるといわゆる便乗値上げに取られる場合もあるということと、現行の公共施設使用料の利用券の単価が最低50円ということもあって、10円単位に仮にすれば、新たに10円券の発行が必要になってくるということもあって、今回については、消費税の転化を見送って、来年度以降の消費税の動向を見て、またさらに内部で検討し、必要に応じて総合行政推進委員会にお諮りをして、必要であれば改定をするということで、今回については見送っており、上札内交流館のこの使用料についてのみの諮問答申でありました。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第18号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第18号、上札内交流館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第 9 議案第19号 平成26年度中札内村一般会計予算について

◎追加日程第10 議案第20号 平成26年度中札内村国民健康保険特別会計予算について

◎追加日程第11 議案第21号 平成26年度中札内村介護保険特別会計予算について

◎追加日程第12 議案第22号 平成26年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について

◎追加日程第13 議案第23号 平成26年度中札内村簡易水道事業特別会計予算について

◎追加日程第14 議案第24号 平成26年度中札内村公共下水道事業特別会計予算について

○議長（高橋和雄君） この際、追加日程第9、議案第19号から追加日程第14、議案第24号までの平成26年度中札内村各会計予算について、6件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、平成26年度各会計予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

予算編成の基本的な考え方は、第6期まちづくり計画の初年度であることから、まちづくりのテーマである「ずっと住み続けたいまちづくり」の実現のため、これまで行ってきた重点施策である子育て支援や定住促進施策をはじめ、暮らしに直結する安心・安全な生活の質的向上を目指し、健全財政を維持しながら、総計予算主義の原則に基づき編成いたしました。

一般会計は、平成25年当初予算との単純比較で対前年比2.6パーセントの減で、33億6,140万円の規模とし、五つの特別会計を合わせた合計は、対前年比1.6パーセントの減の45億8,990万円の予算総額に調整しています。

昨年は骨格予算であり、また、国の経済対策に伴う平成25年度補正予算の対応として、公営住宅建設、公営住宅ストック改善、中学校改修など、一部の普通建設事業を前倒しして、繰越明許費で予算化しているため、予算としては2カ年にまたがる予算編成としております。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これから補足説明を順次行いたいと思います。

はじめに、一般会計について、高桑総務課長、お願いをいたします。

○総務課長（高桑浩君） それでは一般会計予算について補足説明をさせていただきます。

平成26年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ33億6,140万円を計上し、前年度当初と比較して2.6パーセント、8,900万円の減少となっております。

歳入歳出の前年度との増減要因や主な事業につきまして、黒ナンバー17番、中札内村各会計予算に関する資料に基づいて説明させていただきます。

はじめに歳入ですが、1ページの目的別比較表で説明をいたします。

1款村税は、対前年比0.2パーセントの増で、ほぼ前年並みの予算となっております。

2款地方譲与税は、主に自動車重量譲与税の算定に用いる単価改定により、600万円減で計上しております。

6款地方消費税交付金は、地方分の税率が改定されたため、3,000万円の増を見込んでおります。

9款地方交付税は、前年比4,200万円余りの増で、内訳として、普通交付税は15億1,200万円。前年当初予算比6,200万円、4.3パーセントの増。

特別交付税は9,000万円で、前年比2,000万円、18.2パーセント減で計上しております。

12款使用料及び手数料780万円余り、3パーセントの増加は、村営住宅使用料及び牧場使用料等の増加によるものです。

13款国庫支出金1億4,800万円余り、140.5パーセントの増加は、新規のがんばる地域交付金1億4,710万円が増えたことによるものです。

15款財産収入は670万円余り、45.7パーセントの増ですが、宅地分譲地及び立木売払の増加によるものです。

17款繰入金2億4,544万円、87.2パーセントの減ですが、財政調整基金公共施設等整備基金繰入がないことによるものです。

20款村債8,430万円、32.1パーセントの減ですが、保育所建設事業債等の減少によるものです。

次に歳出ですが、2ページの性質別比較表により説明をいたします。

1の人件費は3,026万7,000円、4.9パーセントの増加で、当初予算比較では一般職の職員数の増、定期昇給、さらに期末勤勉手当の役職加算の復活などによるものです。

2の物件費は1,534万1,000円、1.7パーセントの増加で、賃金の増加や消費税率の改正等によるものです。

3の補助費等は2,471万3,000円、5パーセントの増加で、負担金の増加は南十勝消防事務組合負担金の増によるものです。

6の普通建設事業費は1億7,559万6,000円、36パーセントの減少で、当初予算での計上を予定していた事業を25年度補正予算に前倒ししたことによるものです。

次に、3ページから5ページは、補助金・交付金の一覧表。

6ページから7ページは、26年度の普通建設事業の一覧。

8ページから9ページはその位置図であります。

次に、10ページですが、この表は基金の残高見込調書でありまして、25年度末現在高、それから、26年度中の増減、26年度末現在高の見込みを表しております。

次に、11ページから13ページにかけては、村税の明細書であります。

それぞれ参考にさせていただきたいと思っております。

14ページから45ページまでは、新年度予算の特に特徴的な事務事業の説明書となっております。

これらのうち説明の必要のあるものについては、審議時にそれぞれ担当課長からご説明いたします。

以上で一般会計の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） それでは続きまして、国民健康保険特別会計を説明させていただきます。

黒ナンバー17、予算に関する資料の46ページをお開きください。

歳入予算の目的別比較表です。

1款国民健康保険税は1億3,135万7,000円で、ほぼ前年度並みで見込んでおります。

2款国庫支出金は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金の減少に伴い、12.3パーセント減の1億1,198万4,000円を見込み、3款療養給付費交付金は、退職被保険者に係る医療費を減少して見込んでいることから、30パ

一セント減の2, 711万5, 000円を見込んでおります。

4款前期高齢者交付金は、前期高齢者の保険者間の負担調整のため交付されますが、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき、20.7パーセント増の8, 307万9, 000円を計上しております。

5款道支出金は、25年度の交付実績見込みをもとに推計し、25.7パーセント増の3, 366万円を見込んでおります。

6款共同事業交付金は、高額医療の財政負担軽減を目的に交付されるもので、対象高額医療費の減少に伴い、17.4パーセント減の5, 112万5, 000円を見込んでおります。

8款繰入金は13.3パーセント減の1億845万1, 000円を見込んでおりますが、主な内訳では、一般会計からの財源補填としての繰入額が25年度当初と比較して110万円減少し、4, 390万円。国保基金からの繰入金が1, 650万円減少し、3, 710万円としております。

次に歳出ですが、47ページをお開きください。

2款保険給付費は7.1パーセント減の3億6, 299万6, 000円を見込み、7款共同事業拠出金は9.8パーセント減の6, 361万4, 000円を国保連合会の通知に基づき計上しております。

平成26年度の国民健康保険特別会計の予算総額は5.9パーセント減の5億4, 680万円としております。

なお、本予算案につきましては、過日開催された国民健康保険運営協議会において説明しご了承をいただいております。

次に、後期高齢者医療特別会計について説明をさせていただきます。

54ページをお開きください。

はじめに歳入であります。後期高齢者医療特別会計は、全体で360万円、6.4パーセント増の5, 960万円となっております。

歳入で、1款後期高齢者医療保険料は、前年度に比較して3.5パーセント増の4, 206万2, 000円で、2款繰入金は、保険基盤安定繰入金の増加に伴い、14.1パーセント増の1, 745万8, 000円となっており、それぞれ後期高齢者広域連合の試算に基づき計上しております。

次に、下段の歳出ですが、1款の総務費は257万5, 000円を計上し、2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の増加と保険料軽減措置の拡大に伴う保険基盤安定負担金の増加により、対前年度比6.5パーセント増の5, 651万4, 000円となっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、岡田福祉課長、お願いをいたします。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、介護保険特別会計について説明させていただきます。

戻りまして、48ページをお開き願いたいと思います。

介護保険会計は、保険給付費の増によりまして、前年に比して9.5パーセント増の2億4, 980万円となっております。

それでは、歳入から説明させていただきます。

1款介護保険料は、1号被保険者を20人増の1, 050人と見込みまして、3.6パ

ーセント増の3, 597万2, 000円を見込んでおります。

26年度の保険給付費につきましては、居宅介護サービス、施設介護サービスの増加を見込んで、3款国庫支出金は11.7パーセント増の5, 712万4, 000円を見込んでおります。

4款道支出金も保険給付費の増加に伴い、11.4パーセント増の3, 574万8, 000円を見込んでおります。

5款支払基金交付金は、9.7パーセント増の6, 839万8, 000円を見込んでおります。

その下、7款繰入金は、9.9パーセント増の5, 249万8, 000円を計上しております。

次に、歳出の主なものでございますが、1款総務費においては、南十勝介護認定審査会の費用など619万2, 000円。

2款保険給付費で、先ほども申しましたけれども、居宅介護サービス及び施設介護などの増が見込まれることから、9.8パーセント増の2億3, 242万5, 000円を計上してございます。

4款地域支援事業は、前年度7.6パーセント増の1, 061万円を見込んでおります。

次に、49ページから50ページにかけましては、歳入歳出の内訳明細と、52ページには介護給付費の推移を。

53ページには保険給付費の推移及び内訳を載せてありますので、参考にさせていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 次に、長澤施設課長、お願いをいたします。

○施設課長（長澤則明君） それでは、はじめに、簡易水道事業特別会計の概要について説明させていただきます。

同じく資料の55ページをお開きください。

まず、目的別比較表で主なものから説明いたします。

予算の総額ですが、1億3, 170万円で、前年対比8.6パーセントの増となっております。

歳入ですが、1款の分担金及び負担金は、共同施設維持管理にかかわる負担金が増えたことにより、前年対比276万5, 000円、14.6パーセントの増でございます。

2款使用料及び手数料は、前年度とほぼ同額の9, 261万9, 000円を見込んでおります。

4款繰入金は、繰入基準に基づき880万2, 000円を計上し、7款村債では、ヴィレッジときわ野第3分譲地水道管新設事業に充当する簡易水道事業債760万円を計上しております。

次に歳出ですが、1款の簡易水道費は、前年対比729万円、8.9パーセントの増となっております。これは水道管新設事業によるものでございます。

2款共同管理費は311万9, 000円、14.4パーセントの増は、取水施設柵修繕及びメーター取替えの修繕の増によるものです。

次に、56ページをお開きください。

歳出予算の性質別の比較表ですが、人件費については3人分を計上しております。

2の物件費は南札内浄水場管理人及び作業員の賃金、施設修繕、水道メーターの備品購入が主なもので、ほぼ前年度と同額を計上しております。

3の受水費は、水道企業団の負担金で、237万5,000円。前年比8.4パーセントの増は、近年の取水上流地域の集中豪雨等により、取水の制限により水道企業団からの受水費の増額をしております。

5の普通建設事業費は、主にヴィレッジときわ野第3次分譲地水道管新設工事による増額となっております。

7の簡易水道事業基金費は、今後の水道施設の維持補修に備え、利子を含めて903万5,000円を積み立てる予定としております。

続きまして、公共下水道事業についてご説明いたします。

58ページをお開きください。

予算総額は1億6,650万円で、前年対比8.7パーセントの増となっております。

歳入ですが、1款分担金及び負担金は55万円、25.1パーセントの減。

2款使用料及び手数料は、前年対比24万9,000円、0.5パーセントの増を見込んでおります。

3款国庫支出金の1,150万円は、浄化センター長寿命化計画策定及びヴィレッジときわ野第3次分譲地下水道新設工事にかかわる社会資本整備総合交付金であります。

7款村債は、ヴィレッジときわ野第3分譲地下水道管新設に充当する公共下水道事業債600万円を計上しております。

次に歳出ですが、1款総務費は、ヴィレッジときわ野第3分譲地下水道管新設工事、浄化センター長寿命化計画委託の増により、前年比1,029万6,000円、39.4パーセントの増となっております。

2款浄化センター維持管理費は、前年対比263万1,000円、8.2パーセントの増額となっております。

次に、59ページをご覧ください。

性質別の比較表ですが、1款の人件費は、職員1名分を計上しております。

2の物件費は、(4)の委託料の浄化センター維持管理費が大きなウエイトを占めております。

4の普通建設事業費ですが、ヴィレッジときわ野第3次分譲地下水道管渠布設工事費を計上しております。

以上で、簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別予算の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

暫時休憩をしたいと思います。

15分から始めさせていただきます。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いですので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思えます。

ここでお諮りをいたします。

議案第19号から議案第24号に係る平成26年度中札内村一般会計及び各特別会計歳入歳出予算の6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思えます。

このことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第24号に係る平成26年度中札内村一般会計及び各特別会計歳入歳出予算の6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。

再度お諮りをいたします。

審査の方法は、予算審査順序に従い、最初に一般会計の歳出予算を審査し、次に歳入予算全般を行い、引き続き、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計の順に進み、最後に全般的に審査を行いたいと思います。

このことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

それでは、一般会計の歳出から審査を進めたいと思います。

一般会計の審査順序については、1款、2款をまとめて。

次に、3款、4款、5款をまとめて。

その次に、6款、7款、8款をまとめて。

その次に、9款、10款はそれぞれに、11款、12款、13款、14款を一括して行いたいと思います。

各款の大まかな概略についての説明を受けた後、各議員の質疑を受けたいと思います。

なお、質疑にあたっては、該当するページを述べていただくとともに、審査をスムーズにするため、1回の質疑は3問程度とするようご協力をお願いいたします。

それでは、1款議会費、2款総務費の概略説明をお願いいたします。

高桑総務課長、お願いいたします。

○総務課長(高桑浩君) 1款の議会費と2款の総務費のうち、議会、総務課、一部住民課の予算概要について説明いたしますけれども、特徴的なもののほかは予算に関する資料により説明をさせていただきます。

はじめに予算書の42ページをお開きください。

庁舎管理費の説明欄の中段、工事請負費の電話設備更新工事35万8,000円は、電話交換器を更新するものでございます。

次に、47ページをお開きください。

福利厚生費の12節の講師派遣料35万円は、メンタルヘルス研修及び健康づくり研修を開催するもので、手数料2万2,000円は、全職員を対象にしましたメンタルヘルス診断アドバイスを実施するものです。

19節の職員健康づくり事業補助金3万2,800円は、職員の生活習慣の改善、健康保持の動機づくりのため、中札内村役場職員会が実施する事業のうち、歩数計の購入に対して補助するものでございます。

次に、黒ナンバー17番、予算に関する資料の事務事業説明書でご説明をさせていただきます。

14ページをお開きください。

下段の議会インターネット中継導入事業は、予算額1万7,300円で、インター

ネットの動画サービスを利用して、議会中継及び録画の配信を行うため、カメラ、パソコン等を購入するものでございます。

15ページ上段のときわ野第3次分譲は、予算額3,030万1,000円で、21区画の宅地造成をするものでございます。

関連事業としまして、境界杭埋設委託等、パンフレット作成、新聞等の広告料、DVD作成を行います。

下段の街路防犯灯取替工事は、予算額851万円で、水銀灯を省エネ灯具に取替えるのが30基分、中札内墓地西側の基線道路沿いに新たに6基の防犯灯を電柱仮設により設置するものです。

16ページをお開きください。

上段の地域公共交通対策事業は、新規事業で、予算額600万円、村内の生活のための交通手段を確保するため、調査検討を行うものです。

下段の行政区活動支援は、予算額375万6,000円で、本年度、特別活動に高齢者のための活動を追加しております。

17ページ上段の美しい景観づくり推進事業は、予算額123万4,000円で、美しい景観づくりのため、景観まちづくり委員会の意見やアドバイザーの助言をいただきながら、美しい村の景観を守り育てていくための取組みを行います。

下段のふるさと納税の推進は、新規事業で、予算額は15万円。

ふるさと納税の推進と特産品のPRのため、1万円以上の納税寄付者に対し、特産品を贈るものでございます。

18ページをお開きください。

下段の人材育成事業は、予算額71万9,000円で、まちづくり塾の12人の塾生で、村を知ったり村の課題を学ぶための活動をするものです。

19ページ上段の住宅太陽光発電システム導入費助成事業は、予算額120万円で、本年度、補助制度を見直し、1キロワット当たりの補助金を2万円にし、上限を9.99キロワットの19万9,800円に改定し、6件分を計上しております。

下段の小規模企業支援事業は、新規事業で、予算額は300万円。地場農畜産物の加工や製造などで企業する取り組みに対し、ふるさと活性化基金を財源に補助するものでございます。

20ページをお開きください。

十勝アーティスト・イン・レジデンス事業は、予算額50万円で、海外の若手アーティストと地域の人材育成を目的に、実行委員会により実施されるもので、中札内村での開催に対して補助するものです。

下段のまつり振興事業補助金は、予算額100万円で、まつり振興のため、村内で継続して開催されるまつりに対し、ふるさと活性化基金を財源に補助するもので、昨年度まで商工会に対する経営改善普及事業補助金の中に含まれておりました七夕まつりや子ども盆踊りについてもこの補助金で交付することに変更しております。

21ページ上段のIC旅券用交付窓口備品は、予算額44万8,000円で、北海道からの権限移譲を受け、10月から住民課窓口でパスポートの申請受付と交付を行うため、IC旅券交付窓口端末機等の機器を導入するものでございます。

以上で概要の説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは、1款議会費、2款総務費の概略説明を終わります。

質疑を受けたいと思います。

1 款議会費、2 款総務費、39 ページから 69 ページまでの質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） それでは、2 点ほど質問させていただきます。

43 ページになりますけれども、ここの市町村交流事業ということで、中札内村と川越市の中学生が交流しております。

そのことについて、今年も行ったかと思えますけれども、このときの選考方法にちょっと疑問を生じる場所がありまして、たまたま聞くところによりますと、予定していた人よりも希望する人が多かったということで、面接をして、その後決定をするということであったのですが、それがたまたま、面接をしたのだけれども、どういう理由かわかりませんけれども、面接では決まらなくて、何かくじ引きをしたということをお聞きしたのですけれども、なぜくじ引きになったかという経緯ですとか、また、希望者がどれだけいて、どれだけの派遣になったのかということ、まず 1 点お伺いしたいと思います。

それと次に、47 ページの、先ほどもちょっと説明がありましたけれども、職員の健康づくり事業ということで新たな企画がされておりまして、健康づくりに対して取り組むというような内容ですけれども、この職員が、今実際健康を害してお休みになって、長期休んでいるという方も私も知っておりますけれども、今の状況についてご説明していただきたい。

もう少しどういったことに対して、この内容をやっていくのかという。もう少し深く突っ込んだ内容をお聞かせいただければと思います。

まずその点をお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 中学校 1 年生の川越市への派遣事業の派遣数の関係ですけれども、定数 10 名で応募いたしましたところ、13 名の募集がありました。

できれば、全員参加させたいということで、川越市のほうとも協議を進めていました。

川越市さんのほうはホームステイの受け入れということで、その対象が夏に来ている 22 名の子どもで受け入れることを条件に募集をしているところでした。

村で 13 名の応募があった段階での向こうでのホームステイの受け入れの対応がまだ 6 件ということで、10 名までは何とか頑張って、この後ホームステイを見つけますけれども、それ以上の受け入れについてはかなり厳しいというご返事をいただきました。

そのことから、13 名のうちの 3 名がどうしても受け入れできないということで、一時、研修センターとかホテルということでの受け入れについても検討いたしましたけれども、研修の目的に沿う派遣ということであれば、そういった別の行動をする子どもがいるということは、本来の目的にそぐわないということと、あくまで 10 名の募集ということでやっていますので、その派遣の 3 名をどうするかということで、中学校のほうとも検討をさせていただきました。

面接は、13 名みんな素晴らしく、十分派遣に値する子どもたちばかりでしたので、面接による選定については至らないということで、最終的に、公平という言い方は正しいかどうかかわからないですけれども、特に利害がなければ抽選による選考しかないだろうという、そんな経過があって、13 名の子どものうち 10 名を抽選選考により決定をさせていただきました。

ただ、実際は1名、出発前に怪我をされて実質の派遣数については9名という結果でありました。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まず、現在の職員の状況ですけれども、毎年健康診断あるいは人間ドックを行っております、この結果を見ますと、いわゆる生活習慣病予備軍のような血液検査の結果が見られるということが、数年前から安全衛生委員会の中でも問題となっており、その対策について協議をしてきたところであります。

そこで、健康づくりに対して職員個々が日常生活を少しでも、食生活あるいは運動することによって、個々の意識を変えていく必要があるのではないかとということから、その動機づくりをしてもらうために、具体的には、この予算で歩数計を職員会が購入をして、全職員に貸与をして、職員会としては各課またはグループを単位として、100万歩を目標に100万歩ラリーをやっていただくということで考えているところであります。

そのほか、職員会としては、冬期間運動不足になりがちでありますので、例えば、ミニバレーなどの職員対抗のスポーツ大会を実施するなど、連携して取組んでいく考え方でございます。

加えまして、メンタルの関係、心の健康のほうですけれども、現在、心の健康を害して休職している職員は2人でございます。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 川越市の派遣のことについて再質問させていただきますけれども、結果的にやっぱり面接をしたけれども、面接の段階では判断できなかったの、最終的にはくじ引きでというようなことになったということをお伺いしましたけれども、そういった中では、やはり希望者が全員受け入れられないという向こう側の事情があるのでなかなか難しいかと思うので。

例えば、今年は何だけの希望者がいて、その希望者を早めに把握して、それをもう少し拡大できるような方法で進めるということができないのか。

向こうに切羽詰まって増えたから何とかできませんでしょうかというようなことではなくて、早い段階で1人、2人オーバーしたのですけれどもどうでしょうというようなそういう働きかけができたならなというように思いますけれども、そういった点はどうか。そのことをもう一度お聞きいたします。

それとあと、先ほどの健康づくりについては、たまたま職員が健康を害するまではいなくても、健康診断によって健康を害するような方向にいきそうだという人に対して健康増進を図るということについてはわかりますけれども、今実際、健康を害して休んでいる方に対してのメンテナンスですとか、そういうようなことについては、どのようなことで取り組むのかは考えていないのかしら。

例えば、今休んでいる人に対しては、ストレスが多く受けることによってそういうような職場に行ってもらえない、というようなこともあるのではないかと感じますけれども、そういった人たちに対して、職場の雰囲気改善するための努力ですとかコミュニケーションをどうというようなことで図っていったらいいのかという、そういうような内容の取組みはされていかないのかしら。

そういったことも再度お伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 早く対応していればもっと派遣できたのではないかと

ことですけれども、例年、22名の川越市から来る中学校代表の1名の生徒の中からということですが、なかなか家庭の事情ですべての家庭が受け入れる状況にないということで、例年1軒に2人ぐらいが受け入れてもらうということの状態もありまして、なかなか対応が苦慮しているなどということは我々も理解しています。

それでも早くしたことによって、過去のそういう例からしても、では実際にということでも簡単にそういうふうになるというふうには、実際は難しいと思います。

我々も定数10名にして派遣したからそれでよかった、というふうには全然思っていないで、やはり川越市に対する子どもたちの思いというか、ぜひ学んでみたいということは年々高まってきていて、多分今後も10名を超えることは想定されるというふうに考えています。

それで、派遣前には特にその辺の情報交換しなかったのですが、派遣を終えた反省として、本当にホームステイで行うだけが川越市に行く事業の目的として、必ずしも必要かというところを川越市のほうに投げかけておりまして、場合によってはセンター等の施設で受け入れることができれば、予算の範囲内というのはあるのですが、そこは保護者負担のそのこの区分も含めて、予算の範囲で10名を超えていても行かせることができるのであれば、そういった検討をしていただきたいということを今申し入れておりますので、次年度に向けた形では、そういったことも少し議論をしながら、なるべく希望する子どもたちは全員派遣できることでの定数を確保できるように努めていきたいということで、現在、議論というか、向こうのほうに、ホームステイを考えているのは向こうのほうの事業なので、向こうの事業としてそういった面が可能かどうかということ、今投げかけているところです。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 現在休職している職員は、身体ではなくて心の病ということでありまして、その状況によって対応というのは変わってくると思うのですが、本人と面談ができるような状況の職員につきましては、副村長の面談、あるいは、必要に応じて職場の長と医師も入って対応を協議する場合があります。

状況を見ながら、お試し出勤できるような状態という判断ができれば、正規に復職する前に、半日なり、あるいはその状況に応じた時間をお試し出勤をしていただいて、期間もですね。

そこで大丈夫だということになれば、復職するという流れになっています。

本人と面談ができるような状況まで、まだ至っていない職員については、医療機関による、あるいは診療機関において治療を受けながら状況を見守る。

状況については、家族を通して、その状況について確認をさせていただいて、なるべく早い復職を待っているというようなことで対応しております。

特にメンタルを原因とする理由で休職あるいは療養休暇を取得する職員については、その原因が仕事だけではないということもありまして、対人関係あるいは仕事以外も含めてさまざまなストレスが複合的な要因でそういった状況に陥ることが多いということから、なかなか職場だけでは解決できる問題ではない場合もあるのですが、職場としては、その職員が復職した場合に、極力、いわゆる助走期間のようなことであまり精神的な負担をかけない、あるいは業務量についても負担をかけないで、同じ課あるいは同じグループの職員がフォローしていくような体制で対応していくしかないかなというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 川越市の交流については、本当に必ずしも向こうの受け入れる先がホームステイのような形でなくても行けるような方向が取ればなど、今答弁を聞きながらそう思っておりましたので。

希望者が行って、本当に中札内村と川越市とでは文化的にもすごく違うものがありますので、学ぶ機会があれば学ばせてあげたいなというように思っておりますので、そのようをお願いしたいと思います。

その次に、先ほどの職場の健康づくりですね。

それぞれ職員の健康を促進するという意味では、これからの取組みは支持するものですが、心の病になった人たちに対する職員の、これから、やはりそういう人たちが悩まないような、先ほどの答弁にもありましたように、メンタルヘルスの場合には要因が何であるか。職場であるのか、家庭であるのか。何なのかというのははっきりわかるものではありませんけれども、やはりその原因は何かということよりも、やはり職場でもその人が、悩んでいたのを気づいてあげたり、何か気付くことによって周りがそういうような悩んでいる人を気にとめて一緒に仕事をしていくということが大事なので、やはりそういうようなことのお勉強も、そういう人たちの触れ合いというかな、そういうようなことの人たちに対する接し方なども勉強して行って、職場がうまく機能できるような状態になるのが私は望ましいと思っておりますので、そのことについて、もし意見がありましたらお願いします。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 今のご質問、ご意見の通りでありまして、近年、毎年継続をして、全職員を対象にメンタルヘルス研修を開催しております。

これは管理職向けと管理職以外の職員向けと、二つの研修を用意して実施しております。

さらに、25年度については、北海道市町村職員共済組合の助成によりますメンタルヘルスチェック、簡易な診断なのですけれども、これにも初めて取り組んで、それぞれ結果については個人情報の問題ありますので、職員個々にお知らせをして気づいていただくということをやっておりますし、26年度についてはメンタルヘルス研修、継続しますし、新たに、もう少し精度が高く、職員個々にももう少し細かいアドバイスができるようなメンタルヘルス診断アドバイスにも取り組む予定でありますので、昨年までに比べて、さらにこの対策については強化していく考えであります。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質疑。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、何点かお聞きをしたいと思えます。

今、健康の話出ました。47ページですか。

ちょっと説明で、職員会で購入をして、全職員で100万歩ラリーということで、1人1万歩の100人ですと、100万歩ということになるのですが、歩数計があることは非常に大事だというふうに私も思います。

補助をしなくても、職員会自ら歩こうではないかということで、職員の、自分たちの、みんなの総意のもとで、自分たちで揃えるということになれば本物になるのではないかなというふうに思うのですが、補助をして歩数計を買って歩いてもらうということで、積極的な考え方もちょっと欠けるのかなという気がするのですが、どの程度の補助をして、この歩数計を買うのか。それが1点と。

48ページの財産管理費の事務賃金、財産管理賃金ということで、本年度、新たに100万円ほどの賃金が出ましたが、この辺の具体的な内容等について教えていただきたいと思えます。

それから、同じページの下の村有木伐採委託。

これも、どの辺を伐採してという、その辺の内容についてお聞きをしたいというふうに思えます。

もう1点は、49ページに分譲宅地造成工事ですが、ヴィレッジときわ野第3次分譲地ということでございますが、隣接に養鶏団地があるわけですが、臭い対策というのですか、そんなことを考えなくてもいいのかどうか。現状もちょっとわからないのですが、そこら辺の考え方と、ちょっと見ると、必要もあるのかなというふうに考えるものですから、その辺をどう捉えているのかお聞きをしたいというふうに思えます。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 歩数計の購入につきましては、32万8,000円で、82個を購入しようとするものでございます。

100万歩については、1人ずつ1万歩を足して100万歩ということではなくて、1人100万歩を目指すということで、夏から秋ぐらいまでの期間、まだこれは正式に決定されておりませんが、一定の期間で百万歩を目標に歩くということで考えております。

もちろん個人で購入すること、あるいは持っている職員もいるかもしれませんが、統一して同じ機能の歩数計を揃えてやることで、一斉に全職員で入れるということで、補助をして取り組んでもらうことにしたものでございます。

二つちょっと飛びまして、4点目の宅地分譲地、ヴィレッジときわ野第3次分譲の臭いの関係ですね。

確かに第1次、第2次分譲でご購入いただいた住民の皆さまからも、一部悪臭については、時期によってあるということはお聞きしております。

臭いについては常時発生しているということではないのですけれども、多くは鶏ふん堆肥を搬出するときに最も悪臭の発生する時期かなと思ひまして、それと風向きにもよるといことで、なかなかその対策が難しいので、対策については、これといった対策を講じた上で分譲をするということは現段階では考えていないのですけれども、村全体として、その堆肥散布による、これは時期的なものもあるかもしれませんが、堆肥散布による悪臭対策については、引き続き検討をすべき課題となっておりますので、この分譲地に限らず、今回のまちづくり計画の策定にあたって、大変多くの村民の皆さまから悪臭に対するご意見が寄せられているところでありますので、引き続き、特効薬はないかもしれませんが、継続して取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（高橋和雄君） 紅露総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（紅露弘幸君） 2点目の事務費賃金の関係でございますけれども、まず、例年、委託料で組んでおりました、いわゆる生きがい事業団に委託していた部分を賃金にまわした分がまずございます。

あと、実際に増えた分でございますけれども、27年1月から指名願いの受付を開始しますので、そのアルバイト賃金を計上しております。

さらに、新規で増えた分として、旧保育所のグラウンドの整備といたしますか草刈賃金を計上して増えてございます。

さらに、昨年10月16日だったかと思えますけれども、降雪がありまして、村有林が被害と申しますか、折れたり曲がったりという部分があります。

具体的には、上札内の公会堂、それと墓地過ぎて東4条通り、しらかば団地の東側を予定しております。

伐採委託も同じ場所でございますけれども、森林組合に頼む部分と、切った後、森林組合で処理できない部分は賃金でさらに処理したいと考えております。

委託料と賃金を計上してございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） わかりましたけれども、健康づくりの関係、非常に職員の健康、先ほども議論ありましたけれども、非常に大事なことなのですが、ちょっと聞くと、82個で30万円ということになると1個4,000円ぐらいですか。

全額、村のほうで用意して歩いていただくと、こういうことなのですが、果たして、さっき言ったように、自分で購入して積極的に歩くのと、村のほうで買ってぜひ歩いてくれというのでは意気込みが相当違うような気もするのですが、この辺、100パーセントでなくて、できれば半分以上については我々出すので、みんなでやろうということが自主的な行動につながるのかなという気がします。

それから、49ページの分譲宅地の関係ですが、実態としては、年間通すと多少悪臭があるというふうなことで、非常に難しい問題だということで説明がありましたが、やはり買っていただくと、村外の人というのですか、日高山脈も見えるしすごいなということで買うのですが、実際に来ると非常に臭くてどうにもならないという、こんな状況が想定されるわけですから。

そこら辺、養鶏団地のところ十分連携する中で、100パーセント悪臭をなくすということは非常に難しいと思うのですが、何らかの対策を、今の段階から、例えば、防臭林あたりを多少考えていくとか、何か私は対策していくべきでないのかなという気がしますので、そこら辺の考え方等々について、再度伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 悪臭対策ですが、現段階では効果的な対策が見当たりませんので、今の段階でこうするというについてはお答えすることができません。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） こうすることはできないということでは言われればそうなのかなと思うのだけど、そういうことで、ぜひ前向きに、総務課長も言っておりましたけれども、悪臭ができない、抑えていくというのですか、そんなことをやはり前向きに考えて、私はいくべきだというふうに思いますので、ぜひ、そこら辺を積極的に検討をお願いをしたいというふうに思いますのと、歩数計の関係、どうなのでしょう。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 村のほうから職員会にお願いしてやっていただくということの経過がありますので、成り行きとしては職員会自発的ということではなくて、職員の福利厚生担当の総務課からお願いしたということでもありますので、全額補助をして、統一して一斉に入りたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質疑ありませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 先ほどの財産管理費、保育所の跡地の関係、先般、私も一般質問

したのですけど、今後の跡地をどうするのかということで、当時というか、そのときは有利な制度があればそれで対応したいみたいな話されていましたが、今回、出てくるのかなと思っていましたが、予算化されていないので、その後どんなことになっているのかということと。

あと、49ページで、交通安全対策で光熱水費996万円、予算化されております。

それで、予算資料15ページの中で、21年度から年次的に整備をされて省エネタイプに切り替えてきていまして、約600あるうち200かな、25年度で。

電気料の削減効果、これがずっと足すと150万円ぐらいになるのですね。

それで、21年度からの決算額というのか、光熱水費の額をちょっと見ると百二、三十万円増えているのですよ。

多分電気料の単価アップだとは思いますが、それにしても、どのぐらい上がっているかはちょっと私も計算していないけど、どうもそこら辺の効果というか、環境面ではかなり効果はあるのでしょうか、そういう経済的な効果というのはどうもあまり見えないのかなというふうに思いますので、そこら辺の考え方について伺います。

3点目、もう1点、先ほど男澤議員のほうからもお話ありました、職員のメンタルヘルス関係。

心の病というのかな、増えておりますけども、先ほど答弁を聞いていて、全職員を対象にした診断をという話を聞いていたんですけども、具体的にどんなふうな形でやるのかなということで、それについて教えていただきたいのと、あと、安全衛生推進委員会かな、そういう組織があると思っておりますけども、そこら辺どのような機能をしているのか。

取り組み状況なんかについて、この件について、鬱関係についてのそういう取り組み状況をしているのかどうか。

そこら辺について、3点伺います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 1点目の旧中札内保育所の跡地につきましては、新年度予算では解体撤去費を計上しておりません。

国の動きとしまして、使わなくなった公共施設ですとか、あるいは学校なども含めて、何らかの財政措置と申しますか、地方債措置が講じられるという状況があって、それには何か計画をつくったりしなければならぬのかもしれませんが、その情報がまだ詳しく伝わってきておりませんので。

あるいは、財政措置も交付税措置があるのかどうかということも非常に重要なポイントです、地方債制度だけではなくて。

それらを見極めた上で、今後想定されます公共施設の解体も含めて、あわせてやっていたらいいなということで、具体的に何年度にどの施設を解体撤去するということまではまだ計画をしておりません。

いずれにしても、中札内保育所跡地につきましては、その後の利用計画が全くありませんので、どこかの時点で早期に解体することで考えておりますし、それについては財源も見極めた上でということで、今のところ考えているところであります。

光熱水費、街路灯・防犯灯の電気料ですけれども、いわゆる省エネ灯具に変えることによって、毎月の電気料は定額で契約しておりますので、電灯が灯火しているのかにかかわらず、1基当たり月いくらという契約で北電と契約しておりますので、省エネ灯具に変えることによって、従来の250ワットの契約が、それよりも小さい契約になって、確實

に減っていることは間違いないのですが、それを上回る電気料の高騰によって、一部増もあるかもしれませんけれども、多くは電気料の高騰によって、当初期待していたような経済的効果は、決算上は表れていないということは、私も非常に残念であります、電気の需給情勢からしますとやむを得ないのかなと考えております。

メンタルヘルスの診断方法については、全職員に個別に筆記式の診断表を配って、それに必要な記入、選択ですとか記入をした上で、委託する会社のほうに返して、その結果については個別に全職員に密封された状態で返るといふことと、全体の集計、さまざまな集計方法、年齢ですとか、役職ですとか、男女とか、職場とかさまざまな集計方法があるのですけれども、いくつかの集計方法の総体の結果については総務課のほうに返ってきて、それらを参考に今後必要な対策をしていくという考えです。

一番大事なものは、本人が気付いてもらうということで、早期に気付いてもらうことによって早く対応すれば、休職するまでに至らないで通院で済む場合もあると考えております。

安全衛生推進委員会としては、数年前からこの取り組みも論議をしております、年に6回の開催をしております、3年ほど前から。

ふた月に1回程度の開催で、体の問題ですとか、それから、安全の問題ですとか。加えて、このメンタルヘルスについても論議をして、25年度に実施した簡易なチェックですけれども、この実施にあたってのことですか、新たに新年度に取り組むこの診断についても、安全衛生推進委員会での論議を経て予算計上したものでございます。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩をいたします。

午後1時から開催をさせていただきます。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 皆さん揃いましたので、午後からの審査に入りたいと思います。

休憩前に引き続き会議を開きます。

1款から2款にかけての質疑を受け付けたいと思います。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 先ほどの2回目の質問ですけれども、まず、保育所の跡地、施設の解体についてはわかりました。

それで、この管理賃金の中で草刈りなんかしていくのでしょうか、あの場所ちょうど街の真ん中で、まだ使える遊具、今雪に入っているけどありますよね。

あるいは、グラウンドもあのまましておけば雑草も生えてくるのははっきりしているのでしょうか、きっと子どもたちとか、あの場所、中に入って遊ぶような場所になるのかなと思うのですけれども、そこら辺、完全にあそこ閉鎖してしまうのか。一般の人も入って、立ち話とか、遊具も使えるような形で考えているのか。そこら辺の考え方について伺いたいと思います。

あと、メンタルヘルスについてはわかりました。

全員に義務的にやっていくということでわかりました。

それと、光熱水費の関係ですね。

電気料が高騰しているので何となくわかるのですけれども、それにしてもちょっとどうかと思っています。

それで、例えば、月決めとか時間で決めたりする、いろんなやり方あると思うのですが、ほかの町と比べてどうなのかなってちょっと思うのですよ。

例えば、更別村あたり、多分五、六百本、中札内村とほぼ同じぐらいの本数だと思うのですが、参考にでも調べてみて、どんなやり方しているのか。

他町村とちょっと比較してみたら面白いのかななんて思ったりもするので、そこら辺について答弁してほしいなと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 保育所跡地の遊具がまだ残っているのですがけれども、新年度、使える遊具については鉄道記念公園に移設して活用することになっています。

この場所については、近くに東公園もあるものですから、開放するという考え方は持っておりませんで、草刈りをきちんとしながら、適正に敷地については管理していくという考え方であります。

電気料については、ご意見いただきましたので、近隣の市町村の状況なども聞いてみたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 遊具関係、鉄道記念公園。わかりました。

保育所跡地を閉鎖してしまうということですね。

それであれば余計、跡地は一番一等地、建物含めていつまでもそのまま閉鎖しておくというのはちょっとまずいような気がします。

できるだけ早く解体して開放して、とりあえず公園にするなり、くつろげる場所にしていくとか、そんなような方向でぜひ検討していただきたいなということで、とりあえず意見として。

○議長（高橋和雄君） 意見として処理させていただきたいと思います。

そのほか、ご質疑。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 予算資料の17ページの美しい景観づくり推進事業ということなのですが、この趣旨自体は大いに賛同できるものなので、ぜひ進めていただきたいと思うのですが。

景観という点では、やはり中札内の魅力の一つに日高山脈というのがあると思うのですが、そんな中で、メガソーラーが中札内でも大きな1カ所と、ほかにも中規模というのか、それなりに結構大きいのが立ち始めていますけれども、ソーラー自体は自然エネルギーと考えると推進も本当にしていく必要がありますけれども、ちょっとこの先乱立していくとなると、また景観に対しての影響も出てくるのかなと感じます。

そんな中で、村の土地であれば何らかの規制はできると思いますけれども、個人の土地の売買に関して、賃借に関して、村が言うのも難しいと思いますが、景観配慮に関して、ここに啓発用パンフレットの作成というのがありますし、そういうふうにメガソーラーに限ったことではないですけど、そういう人工の建造物が景観を損なわないような配慮を、そういう周知徹底も今後どのようにやっていくのかお聞きします。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まず、メガソーラーに関して、設置される場合については、一定の面積以上の建設にあたっては、北海道知事から村長に対して意見が求められることになっています。

もしも、例えば、周りが非常にいい景勝地の場合であるですか。そういった場合については、景観を損ねて、例えば村の魅力である非常にいい景観のところに隣接して、メガソーラーが立つようなときに、村長として意見を申し述べるができるということになっておりますので、個別にはそういったことで対応できるのかなと思います。

全体としては、今、この資料にもありますように、景観まちづくり委員会を開催して、村民の委員の方、あるいは景観アドバイザーからさまざまなご意見をいただいて、村として、これまでも何回かやってきておりますけれども、実効性の高い景観の指針のようなもの、あるいはルールのようなものをつくろうとしておりますので、この委員会の中でも、人工建造物含めてご意見をいただいていきたいと考えております。

美しい景観、特に中札内は日高山脈を背景にした農村景観というのが優れた景観の一番だと思いますので、これを壊すことのないよう、さらに磨いていけるような取り組みをしたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 一定のそういうルールみたいな基準をつくるというのは、いいことだと思います。

それと、さらに答弁の中で、今初めて知ったのですが、村長が道に対してそういうふうな意見を述べたら、もし道なり知事なりがそれはまずいなとなったら、そういう法的規制もできるということなのではないでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 法律で市町村長の意見を求めるということが義務付けられておりますので、それに基づいて知事から村長に対して意見の申し出を受けるといいますか、そういう手続きを取ります。

村長は、大きな問題になるということであれば、あるいは小さな問題でも配慮すべきことがあれば、それについては知事に対して意見を具申をするということで、その後の判断については知事の判断になりますので、何ともそこで建設を取り止めにできるかどうかというのは道としての判断になりますから、村として今お答えできるのはちょっとないかなと思います。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 関連して、この推進事業は、25年度からやっているのですね。

何とかやっているのだけど、なかなか経過というのか、見えていないのですよ。

これは、いつまでやるのか。

最終的に、さっき指針という話が出ていたけど、指針的なものなのか、あるいは報告書なのか。最終的に、成果としてこういう形でまとめが出てくるのか。

そこら辺の今後の考え方についてちょっと伺います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 途中経過は十分村民の皆さまにお知らせしていないのは、今ご意見の通りだと思います。

広報の4月号に中間的な取りまとめということで準備をしております。

それで、近く、景観まちづくり委員会のほうから村長のほうに対して中間報告ということで、これまでの、25年度の取り組みのまとめについて報告してもらうことになっていまして、それらについて、広報を通じて村民の皆さまにお知らせする予定をしています。

今後にも必要に応じて、広報を通じたり、あるいは、特に看板につきましては、広告看板

については、事業者の方への事前の説明といたしますか、最終的な報告がまとまる前に、今、景観まちづくり委員会でこのような論議をしているのでということで説明をし、ご意見を伺った上で、最終まとめというような流れを想定しておりますので、一方的に村でつくって、こう決めましたからこうしてくださいということではなくて、中間的なご説明と、それに対するご意見なども伺った上で、最終まとめのものをつくりたいと考えております。

出来上がりのイメージなのですが、今まではガイドプランのようなもので、いわゆる啓発するパンフレットのようなもので、こうしたらもっときれいになりますよということだったので、それはそれで必要なことだったと思います。

さらに、実効性を上げるために、中札内村としてはもっと景観を良くするために、例えば看板であれば、こういった形にしましょうというような、罰則はないほうが良いということなのですが、一つのルールで、それを極力守っていただいて、共通の理解と認識のもとに、今後、各事業者における看板の設置などもやっていただくことを期待をして、中札内ルールのようなものをつくってもらいたいということが、現段階での進捗状況の途中経過であります。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 関連なのですが、その委員会の中では、看板だとか全体的にどのような見直しですとか会議の中で話されるかわからないのですが、私としては、建物が古くなったものに対してもすごく気になる部分があるので、そういったことの話合いもこの中ではされるのかどうかですね。

そのことについてお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 確かに街並み景観の中で廃屋ですとか、緑の部分ですとか、重要な景観の要素ではあると思います。

具体的に廃屋をどうするかというところまで、今、論議しておりませんので、ご意見ありましたので、これについてもまちづくり委員会に話題提供をして、ご意見もいただければいいかなと今思いました。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） ただ、景観だけではなくて、やはり危険性も、この古い家の場合にはあるのですよね。

ですから、やっぱり危険なものは取り除くということも私はしていかなければいけないというように思っていますので、そこら辺、再度検討していただければと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお伺いしておきますが、何かありますか。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 街中を見ますと、例えば、雪の重みで倒壊の危険性があるような建物も確かに存在しておりますので、景観もそうですけれども、防災上といたしますか、通行あるいは隣家への安全の確保のためにどうするかというのは、これは全国的な問題に今なっているようです。

この段階でどうするかというのはないので、それらのことも頭に置いた上で進めていきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 関連ですけど、景観づくりなのですが、過去に看板の問題がい

ろいろ出ていましたよね。

今で言えば、236の東4線と38号の4線と236の33号でしたか。

あのときかなり既存の看板はどうするのだという話を結構みんなで論議したはずだし、特に東4線の236のところに関しては、まだ現状として何の進歩も見られないのだけでも、これはその問題とは別にいくのですか。それはそっちの話で終わったのか。

その辺の関連はいかがなものでしょう。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 既存の看板も含めて、この景観まちづくり委員会の中で調査もして、意見もいただいているところですので、この中に含めて、別に考えるということではなくて、含めて、ルールですとか理解をいただくための説明ですとか。

場合によっては個別に説明をし、ご意見をいただいたり要請したりということも、話としては委員会の中で出ておりますので、あわせてやっていきたいと思っています。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 過去の中においての236の東4線に関してはかなり議論したはずだし、その前に、3カ所に看板が立ってしまったのだけでも。

今後、委員会があるからそういうことにはならないと思うのですが、何とか前に決めた中の基礎の中から、やっぱり景観というのは大事にしていくという形の中では、やっぱり、特に東4線のところに関しては、撤去するべきという話がかかなり出ていたはずなのだと思います、それ以後は何もないので。

これで何の委員会をつくっても何をしてもできないので、これは個人のものですからどうにもならないという話も出ていたと思うのですが。

そういうことの中途半端でやるのであれば、こういうことをやらなくてもいいので。

やるのならやっぱり徹底して、そういう景観の中においてのものを進めていただく。

そのための委員であってほしいのですが、その辺は徹底してやれることになるのですか。いかがなものでしょう。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 行政としては徹底してやりたいという考え方です。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） そういう意見であれば、本当に頑張ってくださいたいし、あちこちに個人の敷地の中にも立っているものがあるので、個人で立てるのに関しては、乗用車はいいのですが、トラックの目の高さと同じなのですよ、みんな。

それがみんな、ちょっと個人的なことを言えば、うちにあるのもそうなのですが、ちょうど4トントラックとの高さの交差点のところにあることによるの見晴らしというのはものすごく悪いのですよね。

そういうことも含めながら、いろんなものを含めて、やるのなら徹底的にやっていただかないと。中途半端でやって委員会がやったからこれで終わりですということではなくて、最初の目的に対して、極端なことを言えば、全部撤去という形の目標の中でやっぱりやっていただきたいということです。

いかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきますが。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 途中経過ですが、今の委員会の論議の中では、特に農村部、

市街地以外の農村部については、基本的にはやっぱり景観を阻害するので、ないほうが美しいということから、農村部と市街地とちょっと分けて対応を考えようというような話の流れになっております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質疑ございますか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは何点かお聞きをしたいと思います。

まず、50ページの街路灯・防犯灯の関係ですが、資料の中でも新設ということで6基、中札内墓苑の基線沿いということなのですが、あそこ、交流の杜のほうには歩道ありますよね。

反対側、東側のほうは墓地になっているのですが、電柱立てて云々というのは歩道側になるのかなというふうに思うのですが、その辺ちょっと確認をしたいというふうに思います。

教えていただきたいと思います。

それから、55ページの地域公共交通会議負担金、このことなのですが、ちょっとわからないので教えてほしいのですが、先日、交通会議を開いたということで、上札内、中札内間を走るのを乗り合いタクシーということではあるのだというふうに思うのですが、その席上で、事業者の変更について承認をいただきましたと、こういうことで広報で知っているのですが、そういう会議の席上なのか、この変更についてはちょっとわからないのですが、陸運か何かに申請をして承認をいただくものなのかという気もしないわけではないのですが。そういった会議の場所が、そういったことまで承認するとかしないとかということの会議なのかと。

そこで、ちょっと資料を見ると、村内の人が非常に少ないのですが、副村長以下10名を委嘱したということなのですが、その10名の委嘱した役職者名というのですか、陸運の人だとか十勝バスだとかでもいろいろあると思うのですが、その辺の役職者の委員の肩書ですね。教えていただきたいなというふうに思いますのと。600万円の負担金でこの会に出すわけですが、その内訳の額についてはどんな内容になっているのかも含めて。

それと、この会議で新たな交通手段についての調査検討ということで言葉上ではわかるのですが、具体的にどういったことまで検討してやる会議なのかと。

その辺について教えていただきたいなというふうに思います。

それと、59ページのふるさと納税の関係です。

先日も十勝毎日新聞のほうかな、報道もされて、すでにPRしているようなのですが、はっきり申し上げて、私はこの辺の形をやるということになれば、寄付者にとって魅力的な内容というのかな。形に私は大胆的にやるべきではないのかなというふうに思うのですが、ちょっと新聞を読みますと、あまり度を過ぎないようにやりたいとか随分控えめのコメントを出しているようなのですが、管内的にはわかっているかと思うのですが、上士幌、浦幌あたりについては非常に目立っていますよね。

上士幌については、非常な件数、寄附金も集まっています、テレビ・新聞等で大々的に報道されているのですが、ここについては、上士幌は1万円で5,000円、5万円で2万5,000円相当の特産品と。

さらには、浦幌については、1万円でなくて5,000円以上で3,000円相当額の特産品と。1万円以上で3,000円プラス、ほかの特典ということで大々的にやっ

るわけですね。

上士幌あたりは、かなりの額が集まってきている部分は、今後子育てだとか教育に大々的に活用していきたいということで積極的に取り組んでいる。

せっかくやるとすれば、2,000円を超える額について、全額控除されるわけですから。

その辺を踏まえると、1万円で5,000円という上士幌の関係なのですけども、そういったふるさと納税の推進とあわせて、そういった自治体の特産品ですね、PRのためということで非常に効果的な形でやっているなというふうに、私は報道等について思っているわけです。

ぜひ、あまり控えめではなくて、もっと積極的に取り組んでいただきたいものだなというふうに思うのですが、それらについて、答弁をいただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 3点について。

紅露総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（紅露弘幸君） 1点目の防犯灯の関係でございますけれども、現地に確認したところ、西側の歩道側には、景観上、素晴らしい木が生えています。

墓地側については、数年前に伐採した経過がございますして、経費もあまりかけないでという考え方もありまして、今現在は東側に立っている北電の電柱をお借りして、それに転化して整備したいと考えております。

なお、西側については、今申した通り、歩道のすぐ際に木が生えていまして、単独で防犯灯を設置しますと木の伐採も必要になってくるものですから、今はそういう現状で考えています。

○議長（高橋和雄君） 中道総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（中道真也君） 私のほうからは、地域公共交通会議の回答のほうをさせていただきますと思います。

そもそもこの会議の役割なのですけども、一つは、帯広運輸支局さん、今回乗り合いタクシーの事業者が3月末をもって廃業されるということで、通常ですと手続きが3カ月、事業者変更にかかるのですけども、今回、12月過ぎてから廃業されるということを知りましたので、手続きの簡素化ということで、そういう協議会を立ち上げることによって、手続きをひと月以内に短縮できるということがございましたので、その点が1点ございます。

それからもう1点が、地域公共交通会議で決められた構成員を選んで、そこで合意形成した場合に、例えば、実証運行などの調査事業をやった場合に、補助金等が受けられるというメリットもございましたので、この会議を立ち上げさせていただいたところでございます。

構成メンバーなのですけども、帯広運輸支局さん、それから、北海道さん、それから、帯広警察署の交通課、それから、路線バスの運行事業者であります十勝バスさん、それから、帯広ハイヤー協会さん、それから、道路管理者であります帯広開発建設部、それから、道道の管理者であります帯広建設管理部、それから、運転者等で組織する労働組合協議会というのが十勝でございますので、そちらの代表の方を構成員に委嘱させていただいております。それと上札内の区長さん、前は委嘱させていただいているのですけども。

なお、4月以降につきまして、今年度、実証運行等も今後予定しておりますことから、例えば、老人クラブだとか、そういった各団体の代表者も委嘱をさせていただきながら、

その下には路線運行が始まりますと、実際バス停が多いとか少ないとか、あるいは、バス停をもっと近いところにしてほしいとか、どこに停めたらいいとかっていうお話もだんだん出てきますので、分科会等も設けることができるというふうにしていますので、その中には各路線を運行する関係区長さんなんか分科会に入っていたらこうと考えております。

○議長（高橋和雄君） ふるさと納税の関係。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） ふるさと納税についてですけれども、ご質問あった上土幌の内容などについては承知しております。

全国の実際の状況も、インターネットを通じて見られるようになっておりまして、こういったお礼としまして特産品をかなり厚くといいますか、送っているところも確かにたくさんありまして、最近ではちょっとヒートアップし過ぎかなということも少し懸念をしております。

本来の目的は、納税者、寄付をされる方がその町を応援したいという気持ちで寄付するというのが本来の目的でありまして、一定の寄付額で高価なものをということがだんだん熱を帯びてきますと、本来の目的を逸するのではないかとということも心配をしております。

競争に勝つか負けるかということになってしまうのは、本来のこのふるさと納税の目的とは違うと思うのですね。

ただ、おっしゃるように経済効果は間違いなくあるというところは否定するものではございません。

私どもの村としては、その競争に参加するということではなくて、本来の目的通り村を応援したいという気持ちのささやかなお礼として、地元の特産品、産業課が担当いたします推奨品のセットを贈ることによって、推奨品のPRにもなるということから、2,000円程度の地場産品のセットを贈るということで考えているところであります。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 全部ちょっとお答えしていただいているのかなと思うのですが、交通のほうについては600万円ということで多額に出しているのですが、その内訳ですね。どんなふうに使われていくのかなと。

そして、さっきちょっと、こんな形で議論をしたいということ聞いたのですが、もっと調査検討、具体的にどの辺まで入ってどういうことをやるのかなと、ちょっと見えないものですから、わかっている範囲内で結構なので、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それと、今のふるさと納税の関係なのですが、確かに総務課長の言うこともわかるのですが、そうすると、あまり期待できないというのかな。管内の状況、全国的に見ても、やはりそこら辺に鍵があるのですね。

ですから、もっと積極的というか、踏み込む中で、地場産品も活用できるし、ふるさと納税でいただいたものについては、先ほども申し上げましたけども、子育て、教育等々に積極的に活用していけるというメリットがあるわけですから。

ぜひ、あまり消極的にならないで、ある程度はやっぱり積極姿勢を脱したことで、今後、新聞等でも出たのですが、あまり効果が出ないということになれば、一つ、そんな前向きな議論も内部でしていただきながら、ぜひ効率的なふるさと納税という実施に向けてやってほしいなという気がしますので、もう一度その辺の意欲を聞きたいなというふうに

思います。

○議長（高橋和雄君） 積極的にということはご意見なのですが、まず600万円の内容と調査の検討に関して、中道総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（中道真也君） 申し訳ありません。600万円の回答が漏れておりました。

地域公共交通会議なのですけども、これから4月以降、具体的な事業計画とか事業計画案につきましては審議をいただくという形なのですけども、今想定している事業費としましては、総体で約1,200万円程度を予定しております、会議費ではほぼ40万円程度。

それから、事業費としまして1,100万円ということで、具体的な中身につきましては、今考えているところでは、10人乗りの車両を夏と冬2回、実証運行をすることに、今400万円程度。

それから、10人乗り車両の借上げ、2台で2回ということで120万円程度。

それから、実証運行調査ということで、620万円程度。

それから、実証運行に必要な準備費用、バス停とかそちらで20万円程度の費用を見込んでおります。

具体的な新年度、どのようなことをしていくのかということで考えておりますのは、住民ニーズ把握ということで、アンケート調査をさらに予定しておりますし、実証運行を2回、それから、方向性や事業の検討ということで、中札内村にどういった交通体系が望ましいのかということをご相談にかけたりということもございますけれども、そういった検討もしていきたいと考えております。

それから、来年度、本運行した後の生活交通ネットワーク計画というのを今後3年間した中で、その運行が補助金いただく関係もあるのですが、効果的に運行がされているのかということで計画を立てて、それを評価検証しながら3年間やっていくということになります。

あと、先ほど申し上げました地域での分科会というのも開催しながら、地域住民の皆さんの声も聞いて計画等に反映していきたいということで取組みを予定しております。

○議長（高橋和雄君） ふるさと納税に対してはご意見なのですが、意気込みなんかはどのようなのですか。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 実際の中では、地場産品を送っているところと送っていないところがありまして、いろいろなのですね。

中札内村としては、26年度は、この資料にありますように、2,000円程度の特産品、推奨品を贈るということで、26年度についてはやってみないと思います。

それ以降については、1年間やってみて、その状況を見ながら、2年目以降については考えていきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 1点だけお聞きしたいのですが、公共交通の関係なのですが、中札内ハイヤーも3月いっぱい廃業すると、こんなことで新聞に載っていましたよね。

タクシーが3台の枠を受けていて辞めるからということで返上したということだと思うのですが、実はハイヤーの部分については弱者の関係。あるいはまた、中札内を観光する場合にいろいろ利用していたという面があるのですが、結果的に収支が合わないということで辞めるということなのなのですが、タクシーも全部なくなってしまうということになると、

結果的にはそういった住民の弱者等々、今言ったような形がいろんな面で困る面が出てくるのかなという気が想定されるわけなのですが、そこら辺のタクシーの枠確保というのか誘致というのかな。そんなこともこの交通会議の中で、そんなことも検討されるのかなというふうに思うのですが、その辺の関連性と見通しというのですか。

その辺ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 地域公共交通会議の中では、今あります上札内線の乗り合いタクシーと、それから福祉バス、週2回運行していますけれども、これらを1回、今後どうしたらいいかということで、白紙の状態から、既存の足を守ることもありますでしょうし、さらに買い物ですとか通院とか、週2回でいいのかということもありますので、これらについて、総合的に考えるということでありまして、既存のタクシー事業者の廃業後の対応については、その会議で検討する予定はありません。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 考えてませんと言われると、そうですかしかないのですけども。

言ったように、弱者対策というかな、夜中にちょっと一人暮らししている人が具合悪くなって、即行かなければならないとか、観光の面でちょっと違うところへ行きたいだとか。

車を持って元気な人は自分で行けるのですけども。

何かその辺に、タクシー1台ぐらいないと、不便さというのですか、この地域公共交通会議以外に細かな部分の機動力が効くタクシーというのは1台ぐらい必要なのかなとちょっと私なりに思うのですが、ぜひ、そんな身になって、交通会議に話題を出しながら、審議の中に全然関係ないと言われる相談ですけども、その辺の議論も中札内の暮らしの中には必要なのかなというふうに思うので、ぜひ取り上げて検討してもらいたいものだなというふうに思いますが、いかがなものなのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） タクシーがなくなった対応策というのは考えているのかどうかということで、高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 村内におきましては、車を保有していない、あるいはあっても自分で運転できない、足を持たないといえますか、そういう村民の方については、NPO法人に委託をして村として対応しているということもあります。

帯広への通院については通院タクシーの助成もしておりますので、それ以外の日常生活に対しては地域公共交通会議の中で新たな交通体系を検討していきたいということでありまして、観光客については、確かに今までよりは、中札内からのタクシーというのはなくなるわけですから、帯広駅あるいは帯広空港からのタクシー利用になるかなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 関連で、そうしますと、上札内と中札内の乗り合いタクシーがなくなったことによって、たまたま56ページの上のほうに、生活交通確保対策補助金ということで500万円近くありますけれども、これについてはNPOの車を利用してもらえる人たちへの補助金ということに、あそこを運営している人のところの補助金になるのですか。

これとの関係はどのようになるのか。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 26年度については、地域公共交通会議で調査検討を行うとい

うことで、26年度は今まで通り上札内の生活交通確保対策の補助金によって、民間事業者に運行してもらいますけれども、その事業者の変更については、2月の地域公共交通会議で承認をいただきましたので、今、運輸支局に対して事業者変更の手続きをやって、4月1日から別の事業者が乗り合いタクシーについては運行していただくことで進めております。

この生活交通については、乗り合いタクシーの分として、昨年と同じように総務課の方で予算を計上して、補助金をもって運行していただくというものです。

移送サービスについては福祉課のほうで、民生費のほうで計上しております。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 何点か、先ほども出ていましたふるさと納税の関係ですけども、このことで先般テレビでも全国的にやっていたよね。

見ていてなるほどなと思ったりもして見ていましたけども、何か見えて、やっぱり特産品目当てで寄付しているようで、どうなのかなという感じで僕は見ておりました。

ですから今回、1万円で2,000円程度というのは僕は適当でないかなというふうに思っていますけども。

それはそれでいいのですけども、通常、寄付する場合、村外の人が寄付するので、どういう形で、流れというのかな、簡素化して、例えば、コンビニで寄付をするということで、多分道あたりは去年あたりからやっているのではないかなというふうに思いますけども、そこら辺、検討していく必要があるのではないかなというふうに思いますので、そこら辺の考え方。

あと、まつりの振興事業補助金ですね。

資料の20ページか、七夕まつり、子ども盆踊り、お盆ふれあい夕べ。これらについては、七夕まつりは多分商工会の普及事業か何かに入っていたものかな。あるいは、子ども盆踊りはどうだったのか。

あと、上札内の夕べですね。

これもふるさとづくり事業で以前はやっていたのかな。3年の期限があって、今回こういう形になったのかなと思って見ているのですけども。せっかく基金で運用している事業なのですね、ふるさとづくり事業はね。

例年、利用料は少ないというのか、せっかくの基金があるのに、なかなか使われていないという面では、例えば、3年という期限をもっと伸ばすとか、そういう形ではなかったのかというのと。

あと、例えば、この補助金でどの程度、などとなっているのですけども、地域でのイベント、こんなのも対象になっていくのか。行政区単位でやっているような、いろいろこれから出てくるかと思えますけども、そこら辺の基準について、どのように考えているのかということ。

あと、61ページの企業立地の関係。これは、去年だか一昨年、予算委員会のときに僕も質問したのですけども、この補助金とは関係ないというのか、帯広市から、朝あたり、かなりの企業を誘致した職員、あるいは学校の先生もそうですし、あるいは農産加工の工場なんかかなりの人が通勤していますよね。

一方では、村の人も帯広とか行っているのですけども、そこら辺の昼間の人口と夜の人口というのかな。それなんか調査したことあるのか。

定住政策を進める上で、そういった調査も何らか、どういう形でやるかは別として、きつ

と帯広市あたりもよく新聞に出ていますよね、郊外どうだとか。そんな形での調査というのかな。

ぜひやってみたらどうなのかなというふうに思っていますので、そこら辺についての見解を伺います。

○議長（高橋和雄君） 3点についてお願いをしたいと思います。

ふるさと納税のほうからお願いします。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 1点目のふるさと納税の納税の方法については、ご意見あった通りだと思いますけれども、コンビニでの納付については、今まで税も含めて村でやっていないのですね。

それらにかかる経費も、あまり少額でもないように、以前の調査ではあったのですが、コンビニですとか、あるいはインターネットを通じて、自動的に振り込むという方法は迅速でもありますし、お互い手間がかからない方法で、有効だとは思っているのですが、その方法について十分まだ研究検討しておりませんので、まず研究してみたいと思います。

まつり振興事業ですけれども、ふるさとづくり事業の延長ということも、事務レベルではちょっと検討はしたのですが、まつりだけではなくて、それ以外の事業もどうするのだということもありまして、まつりだけ別に3年を撤廃するということは、事業の制度として、ちょっとどうかなということもありまして、それを抜き出して、別の補助制度をつくらうとしているところです。

行政区長会議、特に市街地の行政区協議会の中でも、村にまつりがなくなって寂しいという声も出ているものですから、継続の期待ができるまつりについては、別途、ふるさとづくり事業ではなくて、このまつり振興事業で助成することが、枠の問題ですとか補助率の問題もありますので、2分の1補助率、限度額いくらというよりは、柔軟に対応できるこちらの補助金のほうが、より継続していただける可能性が高いのではないかという判断をして、今回、新規事業として予算化したものであります。

基本的な考え方としては、行政区単位のことは想定しておりませんで、不特定多数の方が参加できるおまつり、ここに書いてありますような三つが現在行われているまつりなのですが、いずれも行政区とか小さい単位ではなくて、村内外含めて不特定の方が参加しているまつりですので、基本はそこに置きたいと考えております。

3点目の企業立地の関連で、昼間人口と夜間人口についてです。

一部国勢調査で、村内から村外に通勤している人口については、調査項目にあったように記憶をしておりますので。毎回ではないようですけれども、2回に1回、10年に1回はそういった調査項目があるようですので。

昼間に流出する人口は把握できます。

昼間に流入する人口については、他の市町村から、近隣の市町村が多いのでしょうかけれども、他の市町村から入ってくる数字については、国勢調査では十分把握できないような気がしまして、調べるとすれば、村内の企業、事業所のご協力をいただいて調査することは方法としてあるのでしょうかけれども、大きなところということであれば調査は可能かなと思いますので、検討してみたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） そうですね。国勢調査である程度はわかるかもしれませんね。

やっぱり昼間の人口のほうが多分かなり多いのではないかなというふうに思います。

これから、そういう定住化、そういう人たちを推進していく上でも、やっぱり村としてきちっと調査して、そういう把握した中で計画を立てていくという、そんなことが大事なのかなと思います。

ぜひそういう調査をできるだけ早くやっていただきたいなというふうに思います。

あと、ふるさと納税ですね。

これだけでなく、税の関係なんかも、そういう意味ではやると住民サービスという面でかなり便利というか、ではないかなと思いますので、具体的に検討をしていく必要があるような気がしております。

そこら辺、ちょっと大変かもしれませんが、ぜひ検討なんかをしていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として処理させていただきます。

村のほうから何かありますか。

なければ、そのほか、ご質疑。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 資料15ページのときわ野第3次分譲にかかわって、PRパンフレットや広告なんかの予算も付いているのですが、ときわ野分譲ではないのですが、興農区のほうも昨年から分譲していますけども、同じようにホームページで宣伝したりというPRははしてきていると思うのですが、なかなかちょっと興農区のほうは売れ行きが芳しくないという中で、新たな、今までとは違ったような宣伝の仕方であったりというのが必要になってくるかなと思いますし、それに、なぜ興農区がなかなか売れないのかという、そういう理由なんかも、アンケート等で把握しているのであれば教えていただきたいのと同時に、していないのであれば、今後そういうこともしていく必要があると思うのですが、見解を伺います。

○議長（高橋和雄君） 紅露総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（紅露弘幸君） 去年の4月から売り出しております興農区のヴィレッジですけれども、確かにご指摘の通り、若干PR不足があるかなということもありまして、新年度、パンフレットを作成する予定にはなっております。

あと、興農区のほうの売れ行きということですが、25年度、3件の分譲宅地が売れましたけれども、1軒目が桜ヶ丘、すべて完売となっています。

あと、興農区ではないのですが、めぐみ団地、2戸余っていたのですが、一つ売れました。

あと、興農区のノースヴィレッジ、8戸のうち1戸売れています。

いずれも興農区方面で売れているかと思ひまして、決して興農区のほうは人気ないということではないと私は考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 60ページの小規模企業支援補助金ということで300万円、これは新しい事業になるかと思ひますし、資料でいくと19ページにその中身が記載されていまして、新たな小規模企業に対する支援として、新たな企業を起そうとする人たちに対しての補助金なのですが、どういったものを想定しているのかということと、農産物の付加価値を付けるためというようなこの中身、事業の目的がありますけれども、農

産物、例えば、お花に関しては、ビニールハウスをつくって苗をつくろうとか、今、花ではブリザードフラワーといって、薬品で生花をつけて、そして長持ちさせる方法の加工があります。そういったことをやってみたいというような人には該当するのか。

それとちょっとお聞きしたいのと。

その次には、資料でいくと18ページに、まちづくり塾のことについてちょっと書かれておりました、活動内容として、1年目には村を知る、まちづくりの課題を学ぶことを中心に活動して、2年目には塾生でテーマを定め、調査研究を行うというような2年目までのことは、調査をして研究をしてこれからどうするのかということが書かれているのですが、村としてはこのことによって将来的に何をしたいと求めているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 中道総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（中道真也君） 小規模企業の支援策についてのご質問だったと思います。

目的は、村民企業者などの小規模企業の支援ということで、内容につきましては、村内で新たな企業する村民などに対する経費の助成。それから、既存事業者が新たな分野に進出する場合などを内容としております。

対象者につきましては、村内に住所を有する個人や団体及び小規模法人で、村税等の滞納がないという方を対象といたします。

小規模法人ですが、こちら従業員の数が20人、サービス業は5人以下の事業者を対象といたします。

対象経費につきましては、企業または新分野進出のため必要となる初期投資費用であります設計費、工事費、設備費、備品購入費、広告宣伝費、試験研究商品開発費などを対象としております。

限度額につきましては、新規企業新分野助成限度額が300万円、対象経費の3分の2以内を助成してございます。

地場産の活用におきましては、4分の3の助成ということで、地場産活用型につきましては、推奨品に限定いたしまして、中札内産原材料の重量割合が総重量の過半数以上、または品数で過半数以上、それから、中札内産原材料を2品以上使用して、その他の原材料は全て十勝産原材料を使用している食品などを対象とする予定としております。

○議長（高橋和雄君） すみません、花苗をつくるために、例えば、ビニールハウスなんかをつくって花苗なんかをつくる際の助成はどうかということなのですが、どうでしょう。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 具体的に、これこれの事業ということは決めてませんで、なるべく幅広く、小規模なものであれば、起業してもらいたいという気持ちですので。

まず、申請は受け付けて、それから協議していきたいと。

今、この段階でどれがいいとか、だめとかいうことではありません。

2点目のまちづくり塾ですけれども、この塾に参加していただくことによって、村政に対する関心を高めていただいて、それぞれの参加できる範囲でさまざまな場面で村づくりにかかわっていただくことを期待するものです。

塾生だけでなく、そのことが知友人に対して、話をさせていただくことによって、少しでもまちづくりへの関心が全体的に高まっていただいて、それぞれの立場で何かしらの村

政の参画をしていただくことにつながっていけばありがたいなと思う気持ちで、このまちづくりを開設したものでございます。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩をいたします。

15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（高橋和雄君） 皆さん揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思えます。

1款、2款の質疑を続けさせていただきます。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 先ほどの再質問なのですが、小規模企業に対する支援の内容はわかりましたけれども、何かちょっとハードルも高いなというような気がしますけれども、中には本当に何かを開発したい、何か工夫して付加価値を付けて、特に食べ物ですとかそういうものに対してもやってみたいという人が私は結構いるのではないかと思いますので。

ただ、こういうような小規模企業に対する支援をしますよというだけではだめで、積極的にPRをして働きかけないと、このことは伝わっていかないと思うので、そういうようなことがあったと聞いたときには、積極的にこういう助成もあるので、ぜひ頑張ってやってみてくださいということでやっていかなければ進まないと思いますので、そこら辺をしっかりとやっていただきたいなと思います。

私が言った、例えば花苗づくりですとか、ドライフラワーですとか、そういうようなことに対しても、もしくはそういう人がいたら、ぜひ相談してくださいということでは私も積極的にアピールはしたいと思っております。

次に、まちづくり塾に対しての答弁なのですが、目的としてはまず中札内村に関心を持ってもらったり、中札内に愛着を持っていただくということが大きな目的で、そのあとは、その人たちを中心に何かができるという期待であると思うのですが。

期待もそうなのですが、やはりその塾を運営して行って、その中でやはりそういうような方向、これが何か事業を起こしてもらえるような方法にちょっと働きかけていかないと、なかなかこのまちを知ってもらって愛着を持ってもらって、それでその目的は終わったので、そのあとは皆さんいろいろ勉強したので愛着を持ってもらったから、この次に協力してくださいではだめだと思うので、村からの働きかけで次の展開ができるような仕組みというかな、その方法をこの2年間をかけながら、その方法に向かっていってほしいなと思いますけれども、そういう点ではどうでしょう。

○議長（高橋和雄君） ご意見ということなのですが、それに対する答弁はいかがでしょうか。

田村村長。

○村長（田村光義君） そういうことになれば理想かなというふうに思うところはあるのですが、あまり無理すると非常にやっぱり、私がこれを出させていただいたのは、どうもこちらが思っているのと住民の方と、距離があるなということで、まずは近づけたいということでこれを起こしているということが基本です。

それが、こうやってああやってこうやってくださいまでになると、途中でやっぱり重く、この前1回目ありましたから、顔ぶれも含めて私も思いをちょっと話させていただいたのですが、調査研究もありますから、2年目どれぐらい、1年目で村のことがわかって、2年目、そういうことであれば私たちの話からこういうことが検討できるのではないかと、変だねとか、もうちょっとこうしたほうがいいのではないだろうかというような、こんな話が出てくれば最高だなと思って、ちょっと思いを伝えていましたので。

さらに、それから展開して、これとこれとは塾生になったらやってもらいますというのは、ちょっと今のところ考えていなくて、これは人づくりなものですから、そこから、先ほど課長から答弁させていただいたように、その方の周りにこういうことをやっているのですよとか、実はこうなのだよとかということが広がって関心度が上げてもらえば、また必要があれば次の、これはもう3回目か、こういう形では3回目ですけど、4回目、5回目ということで、ちょうど関心を持っていただきたい年代を広げていくということが、将来結果つながるので、この今回やった人にこれはという方法は、私の中では今考えておりませんので。言ってくれることに越したことはないなというふうには思いますけども、ちょっとあまり無理をしたくない。ゆっくりとそういった人づくりをやりたいと、こういうふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 何点かお伺いをしたいと思います。

60ページの住宅用太陽光発電システム導入補助金ですが、120万円ということで、昨年度280万円かな。かなり減額になっております。

中身をちょっと精査しますと、国の補助金が1キロワットアワー2万円なのですね。

村の今までの補助が1キロワットアワーあたり7万円と。それと国の補助の2万円に合わせたいと、限度額を28万円から19万9,800円と。約10万円ぐらい減になって、先ほど言いました額が落ちているのですが、かなりの額が大幅にダウンさせているのですね。

ここら辺の大幅に制度を見直す理由についてはどんなことを考えられて、そんなに減としたのかなと。

あわせて、他町村でもいろいろ展開していると思うのですが、そこら辺の状況等について、お知らせをいただきたいというふうに思います。

それから、もう1点は63ページの十勝市町村税滞納整理機構負担金53万7,000円ということでございます。

これについては、平成19年度からスタートをしまして7年を経過しようとしているわけですが、当時は道からの派遣1名と他の市町村からの派遣かな、恐らく4名ぐらいだったのかなというふうにちょっと記憶にあるのですが、そこら辺の現在の体制がどういうふうになっているのかなと。

あわせて、他市町村からの派遣ということで、町村持ち回りのはずなのですね。2年か3年ぐらいあるのかな。

中札内村も当然仲間ですから、入って派遣しなければならないのですが、そこら辺の見通しがどういうふうになっているのかなと。あわせて、53万7,000円の根拠なのですが、均等割と件数割ということがあろうかと思うのですが、その辺の内訳を教えてください。

それから、64ページの18節の備品購入、窓口用備品ということで、執行状況でもありました通り、パスポートの窓口発行を村で行えるようにという備品の購入だと思うのですが、道の都合もあると思うのですが、26年10月からスタートするという事なのですが、かなり半年以上の形を置いてスタートするという事なのですが、もっと早くしたほうが住民のサービス上いいのではないかと思うので、ここら辺についてもっと早く始められないのか。

その辺について伺いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 3点ばかりあったと思いますが。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 1点目の太陽光発電システム導入助成の関係ですけれども、21年度からこの事業を進めてまいりまして、当初、21年度から23年度までの3年間の計画で助成をするという、これは普及という意味で始めたわけで、ただ、管内的な状況ですとか、3年では少し足りないという判断もありまして、それ以降は毎年度予算のときに延長するかどうかということを経年毎に決めて予算計上してきたわけです。5年間行ってまいりました。

この間に、国も太陽光パネルの設置費用が当初よりは安くなったということで、国も最初の7万円から現在2万円あるいは2万5,000円まで下がってきたわけです。

村も基本的には国と歩調を合わせて、この補助についてはやっていきたいという基本的な考え方を持っていたものですから、そういった状況から、2万円にして、ただ、限度の容量につきましては、従来の4キロワットから10キロワット未満まで拡大をして、結果として限度額については、8万円ほど下がることにはなりますけれども、10キロワット未満まで、9.99までがカバーできるということにさせていただいたということが大幅な限度額ダウンというご質問でしたけれども、今回変更した理由でございます。

他町村については、まだ1キロワットあたり7万円というところが多数だと思っております。

○議長（高橋和雄君） 坂村住民課参事。

○住民課参事（坂村暢一君） 税の滞納整理機構について、私のほうからご説明申し上げます。十勝市町村税滞納整理機構ですが、現在の体制ですね。

今、5名の職員で運営をしているところであります。

道からの派遣が1名、帯広市からの派遣が2名、十勝の町村から派遣が2名、計の5名で運営しております。

中札内なのですが、27年度、南十勝、それぞれ地区ごとに町村会を派遣することになっているのですが、27年度が南十勝からということで、一応中札内からも派遣をということで検討をしているところであります。

それから、来年度の予算、57万円の内訳ですが、こちらのほうの分担金の割合なのですが、まず市町村の均等割、市町村ごとに10万円の均等割があります。

それから、件数割、その年に何件引き継ぐかということで、1件7万円の件数割があります。

それからもう一つ、実績割ということで、前々年度の収納実績の5パーセントを実績割として計算しております。

26年度は、当初6件を私たち予定をしていて、その件数で出したものが57万円です。

○議長（高橋和雄君） パスポートの関係。

山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） パスポートの10月開始予定ということで、交付申請の受付及び交付を住民課の窓口のほうでやろうということでもあります。

もっと早くできないのかという質問だったのですけれども、現実、パスポートに必要な備品自体が受注生産でありまして、昨年9月に窓口での交付を始めた十勝管内のある町村では、かなりぎりぎり、9月が厳しいという状況もあったというふうにお話を聞いておりまして、その生産販売をしているところと少し話をして、6カ月程度であれば10月であれば、ほかの町村、25年、そうだったのですが、10月であれば可能ということがありましたので、ちょっと6カ月間空きますけれども、10月中開始で今考えているということでございます。

物が入ってこないということでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 1点、再質問なのですが、太陽光発電の関係、説明ですと他町村はほとんど7万円でやっているということがわかりつつ、本村については国とあわせるということで、大幅に7万円から2万円に落としたということで、その辺の理由がわかるのですが、もっと他町村全体的に7万円で普及をしているということからすれば、ちょっと時期的に、もう1年度、その辺の状況を見ながら落とすべきではなかったのかなというふうに思いますが、そこら辺の考え方というか、再度伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 住宅用太陽光の設置も25年度実績見ますと、前年度より減ってきております。

ある程度設置を計画している方については、設置が進んできているのかなという判断も一つ背景としてはあります。

一番の理由としては、やはり当初は3年間ということで計画していたということで、その後、状況を見ながら国の補助制度の動向などを見ながら、毎年度、予算のときに検討をして、延長ということにきていたものです。

太陽光パネル自体の設置費が、この制度を始めたときに比べれば、かなりコストダウンしたということが大きな理由ではあります。

そこで、全く止めるのではなくて、国と歩調を合わせて、1キロワットあたり2万円で、限度額といいますか、最大出力数を9.99というのも国にあわせてもう1年継続するという考え方でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 関連して、先ほどのパスポートの件なのですけれども、10月に開始するということはわかりましたけれども、この中には本人確認ですとか、写真を撮るといふようなことの業務があるのかなというふうに思いますけれども、そういった確認、また、写真撮影はどのようにして、ここに写真の裁断機、それはここに、説明の中には載っておりますけれども、その写真を撮影するのはどういう方法でやられるのかということですね。

そして、申請したらいつ自分の手元にパスポートが受け取られるのかなというような日

数ですとか、ちょっとそういった細かいところをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 実際に、そのパスポートの発行申請から交付まで、これまでは直近ですと、総合振興局のほうに行ってパスポートの交付申請を行って、パスポートができあがったら連絡を受けて取りに行くというパターンでした。

それが場所を変えて中札内の役場の住民課の窓口で交付申請も受け取ることもできるという流れになります。

ですから、その分だけは住民の皆さんがその移動する距離自体は短くて、帯広まで出て行かなくても済むという利点があります。

ただ、そのことによって時間短縮があるかということになると、特にそのことはありませんので、実際にやり取りが市町村を通じて北海道のパスポートセンターにご本人の審査等をまず、窓口用専用端末で行った後、その交付申請を受け付けて、パスポートセンターに送り、そこで作成がされて中札内の役場に戻ってきて、戻ってきたという、交付されますよという連絡をご本人にするという流れになります。

それと、写真につきましては、パスポート用の証明写真については民間の写真屋さんなり、帯広でもありますけれどもそういったところを利用して写真を撮ってもらうということで、備品の中にあるのは、パスポートに貼る写真の大きさは固定で決まっておりますし、かなり写真の写り方とか、抜き出す顔、上半身の抜き出す技師とかというのがかなり細かく決められているので、それで裁断機を購入してそこにうまくはまるようにカットするという形をとっているだけですので、実際に写真を役場のほうで撮ってということではございません。

撮ってきていただいて、証明書用の写真と一緒に交付申請をしていただくと。

時間的な問題なのですが、今、担当の職員、何回か北海道のほうに、北海道がやっているその事務を市町村でやる場合のマニュアルみたいなものを勉強しているのですが、特にその期間というのは、やっぱり3週間から4週間ぐらいはかかるというふうに聞いています。

ですから、交付申請の受付に来られたときに、市町村の窓口でもかなりしっかりと審査をした後でないで、道のパスポートセンターに送った後に不備があって戻されると、その分だけまた時間がかかるということにもなりますから、基本的な期間としては、大体今と同じ1カ月程度、長めに見て1カ月程度かなというふうに思っているところであります。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 例えば、その写真のサイズとか写り方というのは、パスポートの場合はあまり小さくても、外側が多くても顔の形の見えるのが小さければだめなのですかね。

ですから、ここは、もしかそういうご用がなければ、例えば、村内の写真屋さんを紹介するとか、そういうことの便宜は図ってもいいのではないかなというように思ったことと、先ほど言ったように、本人確認の方法というのは、中札内村でやるわけではないのですか。

例えば、我々が住民票を取りに行くとか何かするときには、下の窓口で免許証を見せてください。もしくはそれに変わる保険証を見せてくださいとかというような本人確認の方法ではないということなのかしら。

ちょっとそこら辺2点ほど。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 本人確認の方法は、これまでと変わらないということは確かだと思います。

免許証なり、そういったものでご本人が実際取りに来たかどうかということも含めて確認をするということになるかと思いますが。

当然、今話題になっているというか、なりすましということも当然ございますから、市町村の窓口ですと、戸籍が実際本村にある方については戸籍の確認もその場でできますし、実際パスポートは交付された方がどうかということについても、窓口専用端末を使用すると、パスポートセンターとの通信及び外務省との確認も、その窓口専用端末でできますので、そういった形でご本人の確認は必ず必要になるというふうには思います。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） まつり振興事業、先ほど言えばよかったですけど、事業についてなのですけども、今、100万円見てありますよね。

この中に、七夕まつり、子ども盆踊り、お盆ふれあいの夕べと。これは何か過去にやったものがそのまま新規事業という形の中にここに移したような気がするんですけども。

それと、そのほかに、ここになどって書いてありますよね。

多分、自分の記憶の中では、この三つで大体100万円でないかと思うのですよ、過去には。

これ以上増えたり、何か新規にやるときにはこのなどという中においては、100万円では済まないと思うのですけども。

この辺はいかがに考えておりますか。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 当初予算に計上しました100万円につきましては、今、副議長がおっしゃったように既存の七夕まつり、子ども盆踊り、それから、申請が上がってくれば、上札内で行われていますお盆ふれあいの夕べ、この三つを想定しての100万円で、また、新規に、先ほどご説明した不特定多数の方を対象としたまつりがやるということになれば、補正予算でまた追加の計上をさせていただければと考えております。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） そういうことであれば、別に補正考えればいいのかのらうけども、今、この中においていう限りは、この三つの中で100万円を使ってしまうのかなという気がするのですけども。

あともう一つは、確かに村の中でまつりも少なくなってきたし、いうなれば、昔は商工会でやったとか、生協まつりですか。そういうのがどんどんあったのですけど、今無くなってきているのでね。

やっぱりこれはもうちょっと予算か何かをつけないと、新しい大きいものできないと思うのですよね。

その中において、やっぱり村として、これは新しい事業の中において、そういうものを前向きに考えていくような姿勢を取ってほしいと思うのですけど、いかがなものでしょう。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 村内で新たなまつりを、例えば、過去に生協が主催する盆踊りのまつりがありましたけれども、あのようなものがまた中札内村で開催したいということであれば、補助金のほうについてはぜひご相談に乗りたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） そういうことであれば十分わかるのですが、それではという我々しかわからないのですよ、これ見て。

やっぱり村民に対してそういうものがありますよという一つのPRみたいなものをしていかないと。

予算は見ました、議会でも職員もわかるけども、村民のそういうことに対して定着していかないと、予算はつけますよと言ったけども、何かの形の中で、こういうものがありますよという報告をしていただきたいと思いますけども。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） このあと、4月号の広報と一緒に配布をさせていただきます予算の概要にも、この新規の補助金については載せておりますし、あるいは行政区長会議などの場を通じてPRさせていただきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 3点ばかりお願いします。

まず、村おこし懇談会、予算とは関係ありません。

今年、何回ぐらい利用されているのかということと、以前、何か議会の中でかな、防災とあわせて、村主体でやるというふうにもちょっと聞いていたのですが、多分まだやっていませんよね。そこら辺どういうふうになっているのかということと。

あと、去年まで立木処理業務委託、ずっと出ていたのですが、今年、多分載っていないと思うのですが、これはどうなったのかなということと、先ほどの質問にも出ていました税滞納整理機構ですね。

26年度6件というふうにならないうちで聞いたのですが、内訳は言えないのでしょうか。

ということは、そろそろ機構にでも整理かけていく必要があるのではないかなというふうに思いますけども、そこら辺の考え方について伺います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 村おこし懇談会については、3月までに2回の開催であります。

後段の防災計画とあわせて、これを開きたいということでして、それは今も考えているのですけれども、1月の下旬に防災会議を開催しまして、地域防災計画の見直し案の説明をして、2月に一度持ち帰りをしていただいて、各関係機関からその計画案に対する意見をもらって、今その修正作業をやっているところで、当初想定していたスケジュールよりも遅れてはいるのですけれども、今の修正作業が終わって、成案となってでき上がったときに、概要版などを作成した上で、村おこし懇談会に、ぜひそういった場で説明をさせていただきたいのと、懇談会が開かれない行政区については、ある程度大括りで、中島地区ですとか上地区とか中地区、下地区というような、例えばそういったような大括りで説明をする場を設定しようと思っております。

その場で概要について説明をしたいと考えているところであります。

○議長（高橋和雄君） 中道総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（中道真也君） 立木処理業務の委託の関係でございますけれども、平成26年1月21日付けで、ポロシリ福祉会から、平成10年からこの立木処理業務を行ってきたのですが、業務受託から16年が経過しまして、施設利用者の高齢化や重度

化が進んでおりまして、26年度からの受託は困難な状況ということで通知をいただきまして、河川管理者であります開発との協議をもちまして、平成26年度からは業務を行わないこととなりましたので、予算については計上してございません。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 今の予算計上段階での6件の中には、長期に渡って滞納となっている案件については当然想定はしております。

ただ、年度、26年度に入って実際引き継ぎをどうするかということについては、税滞納整理機構ともかなり協議をしなければならないというふうに思っておりますので、想定はしながらも、その6件の範囲内で、新規ですとか、25年度から継続して引き継ぐものかどうかということを選択しようというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） わかりました。

1点、村おこし懇談会、今年も2件ということで非常に少ないですよ。

これはいろいろ理由があるのだと思います。

ちょっと話、村おこし懇談会という名前自体が仰々しくて、ちょっと頼みづらいというか、そんなことを言っている区長さんもおりました。

もうちょっと柔らかい表現の何か、懇談会の持ち方というのかな、そんなのも見直していったほうがいいのではないかなというそんな気がしております。

それと、防災計画の見直しとあわせてやるということですよ。

去年の4月かな、防災マップ、避難計画も変わったということで、各家庭に配っていますよね。大半の家庭はもうどこかしまっしてしまっていないというのが実態でないかなと思います。

非常に大事な計画だと思うのですが、実際はさっと見てしまっしてしまうのが大半かなと思うので、そういうのもきちっと、広報に折り込むだけでなく、そういう機会があれば、どんどん出て行って住民に周知することも大切なような気がしますのでね。

これは意見として、そこら辺を踏まえて、ぜひ懇談会の中でも取組んでいってほしいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として処理させていただきますが、よろしいですか。

そのほか。

なければ、次へ移らせていただきますが。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） それでは、ほかに議会費、総務費についての質疑がなければ、次に進みたいと思います。

よろしいですか。

それでは、次に進ませていただきます。

3款民生費、4款衛生費、5款労働費に移りたいと思います。

ページは70ページから107ページまでです。

概略説明をお願いいたします。

最初に、岡田福祉課長。

ここで、説明員が入れ替わりますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時48分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、概略説明をお願いいたします。

最初に、岡田福祉課長、よろしく申し上げます。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、3款民生費から4款衛生費までの福祉課が担当する部分について説明させていただきます。

はじめに、民生費から説明させていただきます。

3款民生費は、中札内きらきら保育園の建設工事が終了いたしましたので、前年に比しまして、1億8,189万1,000円の減の5億5,544万1,000円となっております。

それでは、特徴的なものについて説明させていただきます。

71ページをお開きください。

71ページ上段にあります社会福祉一般経費の負担金補助及び交付金の社会福祉協議会補助金は、人件費の見直しによりまして、140万6,000円増の1,688万8,000円となっております。

その下のポロシリ福祉会運営助成補助金ですが、ヘルパー事業の減が見込まれることから、154万2,000円増の1,905万7,000円となっております。

その下、デイサービス車両購入助成は、これまで3年間、日本財団に福祉車両の申請をしまいましたが、情勢の変化から該当になることが当面無理だということが判明いたしまして、福祉基金を活用してデイサービス車両の更新を行うものでございます。

飛びまして、77ページをご覧ください。

中段にあります障害者福祉費の委託料の日中一時支援事業ですが、障がい者及び障がい児の利用増が見込まれることから、173万8,000円増の303万8,000円となっております。

次に、78ページをお開きください。

上段、扶助費の介護給付費は、ケアホーム、グループホーム入所者の増によりまして、986万9,000円増の6,096万2,000円となっております。

その下の訓練等給付費についても、日中の利用者の増によりまして、355万6,000円増の717万円となっております。

次に、83ページをお開きください。

下段にあります放課後児童健全育成費の委託料であります。昨年5月から上札内放課後児童クラブで、療育手帳保持者の入所があったことから、人件費分の増といたしまして、130万1,000円増の1,250万円となっております。

85ページをお開きください。

中段にあります中札内保育園管理費の需用費の中の燃料費でございますが、単価等のアップにより92万4,000円の増の362万6,000円を見込んでございます。

次、86ページでございます。

86ページ上段の委託料の中の管理清掃委託について、新たにきらきら保育園の清掃委託を行うため、324万円を計上してございます。

このページの下段、中札内保育園業務費の賃金、保育士及び調理員代替賃金は、クラス補助の増員により443万3,000円の増の1,740万2,000円。

嘱託保育士賃金は、前年度、労働費で2名分を見ていたこと。

それから、園児の増及び通勤手当等の改正によりまして、1,026万9,000円増の2,702万5,000円となっております。

次に、90ページをお開きください。

下段にあります子育て支援事業費の賃金は、移転によりまして、一時保育が子育て支援センターで行っておりますので、その臨時保育士賃金として113万2,000円増の262万1,000円となっております。

次に飛びまして、100ページをお開きください。

下段にあります予防接種事業費の委託料の予防接種業務委託は、前年度まで別に細説で起こしておりました子宮頸がんワクチン等接種助成事業と合算したため、322万3,000円増の818万3,000円となっております。

以上で概略の説明は終わりますが、事業の一部につきましては会計予算に関する資料の14ページ上段に、保育料の減免について、減免状況を記載しております。

5歳児から未満児までの人数と金額。それから、上札内保育園の減額状況、これらのものを記載しております。

それから飛びまして、21ページでございます。

下段にありますデイサービス送迎用車両更新事業につきましては、先ほど申しましたけれども、福祉基金を活用いたしまして、デイサービス車両を購入するものでございます。

それから、22ページの移送サービス事業から27ページの脳ドック事業について記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） 引き続き、住民課所管の民生費から労働費までの特徴的な事業について説明をさせていただきます。

予算書79ページをお開きください。

79ページ、6目社会福祉医療費についてです。

前年度より100万円ほど減少し、3,400万円ほどと見込んでおります。

説明欄のひとり親医療費、その下、重度心身障害者医療費、1ページめくっていただいて80ページ、説明欄上段の乳幼児医療費については、若干の減少でそれぞれ予算を見込んでおります。

その下、子育て支援の重点施策である児童生徒特別対策医療費につきましては、今年度も引き続き、小学校から中学生修了時までの医療費無料化のため、前年より120万円増の450万円ほどと見込んでおります。

次に、82ページをお開きください。

9目後期高齢者医療費です。

説明欄、負担金補助及び交付金の療養給付費負担金ですが、一人あたりの給付費総額は増加しているものの、本村の過去5年間の療養給付費の平均伸び率が減少していることから、120万円減少し、4,270万円ほどと見込んでおります。

その下段、保険料の軽減措置に伴う補填制度である保険基盤安定負担金につきましては、200万円ほど増加し、1,250万円ほどと見込んでおります。

次に、4款の衛生費です。93ページをお開きください。

下段の2目、環境衛生費です。

前年度に対して100万円ほど増加しております。

これは、次のページの説明欄上段の鳥獣駆除等出役賃金、下段のカラス・キツネ駆除補助金が25年度から始まった国の緊急捕獲事業による駆除単価上乘せなどの影響もあり、エゾシカ等の駆除頭数が増加していることから、賃金については100万円ほど、補助金については90万円ほど増額して予算計上をしております。

次に、95ページ、3目診療所費で350万円ほど減少しておりますが、これは25年度に更新をした診療所の医療事務会計システムによるものでございます。

次に、102ページをお開きください。

下段の塵芥し尿処理費で640万円ほど増加しておりますが、これは103ページ説明欄上段の塵芥収集委託で、農村部の収集単価を見直したことから、その下段、十勝環境複合事務組合負担金の増加。

次のページの104ページ上段の説明欄上段の資源ごみ処理委託で、先ほどの塵芥収集と同様、収集単価を見直したことによる増加でございます。

次に、106ページをお開きください。

2目の墓地火葬場費で、説明欄上段、墓地整備工事です。

これは中札内墓地の残区画数が少なくなっていることから、新たに24区画分を整備しようとするものであります。

次に、107ページ、5款の労働費、説明欄中段、失業対策費では、26年度についても引き続き雇用対策事業を継続することとして、賃金400万円ほどを計上をしております。

概要の説明は以上であります。事業の一部につきましては、資料の黒ナンバー17、23ページ下段には児童生徒特別対策の医療費、中学生までの医療費の無料化関係。

27ページ下段には、墓地整備工事について。

その次のページ、28ページ上段には冬期雇用対策特別事業について、事務事業説明書の中でもまた説明をしておりますので、ご覧いただければというふうに思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで説明が終わりました。

それでは、3款民生費、4款衛生費、5款労働費についての質疑を受けたいと思います。
3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 質疑の前に、資料の要求をしたのですが、例年、社協の補助金とポロシリ福祉会の運営費、かなり額も大きいものですから、この2件の補助金の内訳について、概略でもよろしいですから、資料として要求したいと思います。

○議長（高橋和雄君） ポロシリ福祉会と社会福祉協議会への補助金の資料がほしいということで、どうでしょう。

それでは、今すぐでなくてもよろしいですか。

そしたらそちらに合わせますので。

それを除いて質疑がありましたら出してください。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 1点ほどというか、中札内保育所がきらきら保育園になりましたので、その状況なんかをちょっとお聞かせいただければと思います。

本当にきらきら保育園となりまして、特徴的な建物を建てたということで、1年間通してあそこでその利用がないけれども、今まで特徴として言われていた冬は暖かく夏は涼し

いというようなことがあったと思いますので、その冬の暖かさを感じているかどうかということが実感としてあるのかなということですね。

そしてあと、それにあわせて、あの建物の特徴として、やはり南側の部分を光をたくさん取り入れて活動できる動の分というようなつくりをして、だんだん北に向かって静といふかな、そういうようなつくりを目的としてつくって、最後は一番北側はお昼寝をするという状況になってつくったのですけれども、その状況がどうであるかということですね。

それとあと、特徴的な建物をつくったということで、視察に訪れる人がどういう状況にあるのかなということも気になります。

あと、また、6カ月以上の保育を受け入れるというような形になっておりますけれども、そういった状況などもちょっと聞かせていただければというように思います。

それとあと1点、これは、住民から言われたことなのですからけれども、以前、この保育園を建てるときに、いろいろな所に障子紙が貼られて、建物をつくりましたね。

そのときに、障子を破って遊んでもいいというようなことを持っているというようなことをちょっと言ったと思うのですよね。

私もそのことは聞いたかなと思いますけれども、ある住民から、障子は破って遊ぶものではないと。そういうようなことを指導するというか、そういうことを認めるということはどういうことなんだっていうことが言われまして、私もそのことを聞いたときに、なるほど、日本の建物文化として、やっぱり障子はそのような目的で貼られているものではないなと思っていたので、そこら辺私も気になっていたのですけれども、今の障子の、子どもたちがどういう状況にあるのか。

しょっちゅう破られていて、貼り替えをしょっちゅうしているのかということ。

それとまた、このことについては、保育園長なり関係者がそのことを聞いていたとしたら、このことに対してどういう感想を持ったか。そのこともあります。

それと、あともう一つ、保育園に関しては、保護者の方から、給食がありますね。

そういう給食に対しても、ちょっとたまたま保護者として試食をしてみたいのだけでも、そういう希望は叶うのかというような内容が聞かれますので、そういったことをたくさん質問しますけれども、よろしく願います。

○議長（高橋和雄君） 成沢保育園長。

○福祉課保育園長（成沢雄治君） それでは、私のほうから、新しくなりましたきらきら保育園の状況のほうを説明させていただきたいというふうに思います。

まず10月にオープンして、この間6カ月が経ちました。

とても使いやすく明るい状況ですので、子どもたち、保護者含めて楽しく使わせていただいているところです。

まず、一つ目ですが、暖かさ、緑化屋根にしてどうかという部分なのですが、まだ半年しか経っていませんが、12月からちょうど冬期というのでしょうか、この2月までの暖房料、灯油なのですが、量的には以前の保育所より少ないです。建物は倍になっていますが、量的には少ないと。

特に2月を見ますと、前の保育所、4,000リットルぐらい使っていたのですが、2,500リットルぐらいで、今収まっているというような状況になっています。

ただ、1年を見ますと、給湯だとか給食のほうの灯油は、同じ暖房機で回していますので、そういった部分は本当に1年間状況を見ないと、まだまだわからないかなというふうに思っています。

緑化屋根がそういう暖かい効果ができているのかなというふうに思いますし、ちょうど保育園の緑化屋根の下がお昼寝の部屋になっていて、寒いということは全くありません。

子どもたちはとてもぐっすり眠っていますし、とても園内が全て同じ温度ということですごく過ごしやすいというのを、視察に来た方もそういうふうなことで言われていた通り、子どもたち、半そでで過ごしても全然問題ないと。暖房入れていないのですが、それぐらい暖かいという状況です。

次に、明るい部分から、静から動へという話ありました。

子どもたち、お遊戯室では本当に皆さん、園に入っている子どもだけではなく、まだ入っていない子も、今送り迎えはオープンになっておりますので、みんな子ども連れてきます。

そういう状況の中で、すごく楽しく遊んでいてなかなか帰らないという状態で保護者が困っている状況が今は多いかなと。なかなか遊んで帰りたくないというお子さんもすごく多いぐらい園がすごくいい状況なのかなというふうに思っていますし、プラスお昼寝というところにきちんと子どもたちが順応して行って、とても部屋ではちゃんと大人しく寝るところというところでの、とてもいい状況の中で過ごしているふうに私は感じております。

次に、視察の状況ですけども、基本的には大きい視察については、今のところまだ受けておりません。お話についてもまだ来ていないのですが、ちょっと見せてほしいとか、そういった部分の視察については、5、6個ほど受けている状況です。

今後のついでの視察については、まだ連絡が来ていませんので、これからなのかなというふうに思っています。

次に、住民からの障子の関係ですね。

これ、広報に記載したときに、そういった表現をしてしまったということの誤りだということで、指摘をいただいたところについては返事をしています。

あくまでも子どもには障子を大切にします。そういう日本の文化を知ってもらおうということがまず大切で、よく障子を貼り替えしたときに、子どもの自分を思い出してもらえるとわかるのですが、貼り替えするときにはみんなでこうやって破りましたよね。そういった部分の楽しさというのが、表現の中で曖昧になってしまったということで、そういう説明をさせていただきました。

子どもたちもなるべく破らないようにしているのですが、どうしてもちょっとぶつかっただけでも障子っていうのは破れます。

そういう破れたものは子どもたちも含めて一緒に直すということで、色紙を丸く切って貼ったりとか、そういうふうにしなながら、子どもと大切に使うということを教えているところであります。

次に、給食の試食会ですね。

今、子どもが130人います。給食をつくるのもアップアップの状態があるのですが、26年からは試食ができるような形で対応していこうというふうな考えもありますので。

たくさんはちょっと無理だとは思いますが、1週間の参観日とかいろいろなものを利用しながら、少ない数での試食というのでしょうか、そういうことはできるかなというふうに考えておりますので、この部分については随時検討しながら進めていこうというふうに思っています。

6カ月以上の児童の受け入れは、今のところありません。希望も今のところまだ出ていない状態です。

ただ、入りたいという情報だけは1件来ていますが、直接はまだ受けていませんので、そういう状況にあります。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） きらきら保育園ということで、我々も少し気になって、建物に対して気になっている部分だったのですけれども、目的に適った状況にあるということをお聞きしましたのでよかったかなというように思っております。

それとあともう一つ、障子のことなのですけれども、やはり障子はちょっとした、ぶつかったりちょっとしたことで破れるということでは、やはりこれからもそういうようなものということでは、あまり障子に対して丁寧な扱ったり、遊ぶこともそれを気にしながら遊ばなければならぬということもやっぱり、少しずつ覚えていただければいいような方法をとっていただきたいと思っております。

それとあと、私、一つ忘れたのですが、先ほど質問の中で、新しい保育園になってからの建物を利用してでもいいですし、新しい保育園になってからの新たな事業展開をしたものがあるのかどうかですね。

そういった点をもう一度お聞きいたします。

○議長（高橋和雄君） 成沢保育園長。

○福祉課保育園長（成沢雄治君） 今のご質問、新たな保育の展開ですが、この間6カ月、子どもと先生、慣れるのにかなり一生懸命やってきたのですが、一つとして、高齢者の方と3回、子どもとの触れ合いということで、昔遊びということ今年力を入れてやってきました。

新しい園になってから、特にたくさん的高齢者の方が来ていただいて、こま回しだとかお手玉だとか、いろんなことをやってくれる。

そういった地域と触れ合いながら子育てをしていこうという最初からの狙いを決めていましたので、その部分については数多くできたかなというふうに思っています。

今後、新たな事業については、これからやっぱり新たな保育ということで、子どもたちが自分で考え行動する。そういった部分含めて、あと、健康ということで体づくりという部分を含めて進めていくということになります。

登り棒を使って登る、お遊戯室のところで登ってみるとか、外にはそういう遊具も結構付けましたので、これからになってくるのかなというふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） わかりました。

新しい事業ということで、高齢者の触れ合いということは、本当にできたということは前進だなと思っておりますし、これからもやはり保育園を利用してまだまだ事業展開が、新しい事業展開をしていただければと、私としても希望をしているところでありますし、私もこの事業展開だけではなくて、子どもたちが保育園に行って、そして体力が付いたとか、自分でやる気力が出るようになったというような保護者のそういうような声を早く聞きたいなというように希望しておりますので、そういった点で新たな事業の展開を希望いたします。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいと思っております。

30分まで休憩をしたいと思います。その後、4時半まで審議をしまして今日の日程を終わらせたいなと思っております。

総務常任委員会をその後していただければなというふうに考えておりますので、そうい

うことでお願いをしたいと思います。

では、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時30分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いになりました。

それでは、引き続き、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、お手元に資料を配布いたしましたけれども、ポロシリ福祉会関係という手書きで書かれているほうの資料をちょっと見ていただきたいと思います。

今回、予算要求時の資料でございますので、これのうち修正したものが今回の予算書となっておりますので、その修正額をちょっと先にお知らせしたいと思います。

この四角い表になってございますものの介護サービス運営補助金2, 185万3, 000円となっておりますけれども、この部分につきまして、決まりとして、この8掛けを当初予算に載せるということになってございますので、このところが19057000という数字に置き換えていただきたいと思います。

1, 905万7, 000円。増減が154万2, 000円という形になります。

今8掛けと申しましたのが、2枚目のところに、右上にデイサービスというのがあると思いますけれども、その表のところの一番下のところに、真ん中のところに、一番下でござい

ます。
△1, 398万円となっておりますが、この数字の8掛けしたものという形になります。

それが両方合わせまして、1, 905万7, 000円という数字になるものでございます。

○議長（高橋和雄君） 資料が配布されました。

質疑を受けたいと思います。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） ちょっとまだ中身詳しく見ていないのですが、まず最初に、社協の関係、いくらか増えているのですが、この内訳では職員の人件費、この部分が増えてきたのかなというふうに見ていましたけれども、社協の職員の体制ですね。

去年の予算委員会の中でもいろいろ意見というか質疑出ていましたけれども、その中で、社協の事業の見直し、これとあわせて職員体制も、25年度中に検討したいと、整理をしたいというふうに答弁あったかと思いますが、ここら辺、どんなふうな体制で来年度考えているのかということ。この1点、質問をしたいと。

それともう1点、先ほど関連してです。

保育園の管理費、ひと冬やって古い保育所より燃料費がかかっていないというふうに聞きました。結構なことかなと思いますけど。

ただ、予算上、かなり燃料費が3割ぐらいアップしているのですね。光熱水費は倍ぐらい、去年の予算から比べてかなり増えています。

管理費全体では、2年前から比べると倍以上に増えているのですが、ここら辺、大

大きく変わった理由というのか、この中で燃料費もかなり単価アップで増えてきているのもわかりますけども、それ以上に予算額がかなり上がってきているのかなというふうに思いますけども、そこら辺の見方というか考え方。

あと、この中で、管理委託料って新しく出てきているわけですが、324万円。

恐らく、学校で言えば公務補さんのようなイメージなのかなというふうに思っていますけども。

例えば、中中の公務補委託300万7,000円ですよ。

保育園と比べて、保育園のほうがかなり草地の面積も少ないし、面積的にもかなり少ないと思うのだけど、ここら辺の考え方はね、内訳というのかな。

どんな体制を考えているのかということ。

この2点について、とりあえず聞きたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） はじめに、社協の関係でございます。

社協の人員費が増えておりますのは、25年度につきましては、当初、本当は正職員でという対応をしようとしたのですけれども、年度末ぎりぎり辞められたということでの正職員がやる予定がなかなかできなかったという、そういうことがございまして、今回のものにつきましては、1名の方は正職員を配置することができました。

ただ、たまたまこの年、もう1名正職員がいらっしゃるのですけれども、その方が産休に入られております。

ですので、その方もまだ復帰が見込まれない。

そして、嘱託の方も全員というわけにはなかなかちょっといかないものですので、今回につきましては、お一人の方だけ正職員という形で雇用しました。

そういう意味で、人員費が増になってございます。

それで、問題は社協の中の事業展開についてということで、社協の職員の方々とお話し合いをさせていただこうと思ったのですけれども、専門員がそういう形で年度中に産休に入ってしまったので、局長との主な相談という形になりました。

それで、局長と具体的に検討をさせていただき、いずれにしろ、今、ボランティア中心の事業展開を変えていく必要がある。

それから、もう一つは基金がかなりございます。

基金事業についても検討していく必要があるという、そういうことで、具体的な検討につきましては、今年度、実践計画の策定年ですので、その中できちっと決まっていくことと思いますけれども、その中で、課題として局長と話させていただいたものを何点か述べさせていただきます。

一つにつきましては、まちなかサロンの開設。

それから、給食交流会、月に1回やってございますけれども、これの拡大。

それから、高齢者の身守り・安否訪問。こういう事業もどうか。

それから、介護ボランティア、買い物ボランティア。

そして、長期的には介護事業の参入というのも検討してはどうだろうかというような話し合いをさせていただいております。

ですので、まだこういうものについては、具体的にはかなりハードルは高いものだと思いますけれども、こういうものに対して、社協の中で真剣に検討いただけるものと思っております。

○議長（高橋和雄君） 成沢保育園長。

○福祉課保育園長（成沢雄治君） 保育園の管理費の関係です。

まず、燃料費、光熱水費なのですが、燃料費については、予算計上時、まだ12月までしか状況が確認できていません。

その状況の中で、ほぼ全保育園と同等程度ということでのリットル数で計算をしておりますので、単価アップ分になります。

さらに、あと、電気料が高圧施設と設備が増えていますので、高圧のキュービクル付けでの電気料になります。

これが、月8万円程度アップになっているということになりますので、その分が大体100万円程度増えているのかなというふうに思います。

さらに、プロパンが若干旧保育所から比べると、倍額ぐらいになっているのですが、これについては洗浄機を自動ということを入れておりますので、その洗浄機がプロパンで稼働しているということで、プロパンが出ております。

委託料の公務補的なものという質問だったと思うのですが、今おっしゃった通り、公務補程度のものというふうに考えております。

仕事の内容としては、遊具の点検、草刈、グラウンドの草取り、緑化屋根の管理、畑の管理、落葉拾い、除雪、その他、あと、園内の清掃、グリストラップの清掃、あと、園内の管理ということで、障子の貼り替えだとかいろんなその他諸々あった場合と、保育園についてはそれぞれ危険がないかだとか、いろんな部分があるのですね。

それを毎日点検してもらうということの業務も追加し、あと、園長指示の場合について業務を追加するというごをお願いをしようというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 常駐なのかどうか、冬期間とかちょっといつも仕事はどうかかなという感じがしていますので。

学校の公務補さんと同じ形で常駐でずっといることになるのか。

そういう管理人の部屋があったのかどうかちょっとわからないのですけども。

そこら辺、なかったような気するのですけども、当初からそういう計画でいたのか。

そこら辺、ちょっと聞かされてなかったものですから。

僕が聞き忘れたのかもしれないけど、どうなのかという感じがしていますので。

そこら辺の考え方ですね。

それと、社協の体制ですね。

ちょっとよくわからないけども、嘱託職員の2名のうち一人は正職員と。

局長については当面執行というか、派遣というか、来年度はそういう形でいくというそんな考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 社協の職員につきましては、もともと、今嘱託職員が2名いらっしゃるんですけども、その2名はもともと職員という形でしたけれども、急遽辞められた形で対応ということで嘱託という形になっています。

ただ、それを、1名につきましては正職員で対応できましたので、あと1名については、本当は2名一緒にやりたかったのですけれども、全員を変えるというわけにはちょっと急遽いけないですので、1名だけには残っていただくという形。

そして、職員は今1名出向していますけれども、この部分については、そのまま継続も

ありますし、プロパーというところの検討もその中に入っていくということになってございます。

○議長（高橋和雄君） 成沢保育園長。

○福祉課保育園長（成沢雄治君） 今の質問なのですが、建てるときに、最初から公務補を配置するかどうかというのは、ちょっと現状を見てからということで検討していました。

平成25年については、館内の清掃と外の、秋からですので、除雪の対応について、就労センターで委託ということで予算を計上させていただいて、現在、館内の清掃については就労センターのほう、除雪のほうについても就労センターのほうでやっていただいている状況です。

その状況を含めて、予算時に相談させていただいた結果、常駐の公務補が必要ということの判断をさせていただきました。

それと、なぜかという、適時にやりたいというものもあります。

子どもの遊ぶ状況、例えば、草刈をやっているときに、子どもが遊んでいては危ないと。今年もちょっと若干事故があったのですが、そういうのも避けるためには、子どものいないところで作業していくということが、その状況状況に応じて変わっていくということになります。

就労センターのほうで何時から何時までということになると、その時間、逆に子どもを違うほうに遊びに行かせるとか、そういうことも含めて検討した結果、公務補的な1名、随時館内と館外の管理をしていただく人が必要だというふうに判断して予算計上しております。

公務補の室については、職員休憩室がございますので、そちらのほうは日中、職員はみんな出ているので、そういうところを使ったり、職員室についてオープンにしておりますので、ここが誰の席というのは決めていません。

ですから、空いている席で休んだりとかそういうことが十分できるようになっているというふうに判断しております。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 学校の公務補さんも、多分村の人がなかなか応募がなくて、帯広から来ている方も多分いるかなと思っています。

公務補がいるかどうかわかりませんが、多分同じところに委託することになるのかなと思うのですけども。

そういう面では、できるだけ近くに住む人、地元雇用というか、そこら辺徹底してやって、地域からの雇用というのかな、そこら辺をやっていただきたいなというふうに、これはお願いしておきたいと思います。

あと、社協の関係、あと1年かけて局長の体制をやるというふうにちょっと聞こえたのですが、これ同じようなことを去年も私言っているのですけども、プロパーはどうかという気がします。

本当に狭い職場で、人事異動もできませんし、そこら辺、ぜひ慎重に進めてほしいなということで意見として。

○議長（高橋和雄君） ご意見として伺っておきたいと思います。

そのほか、ご質疑。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、私も何点か質問したいと思いますが、1点目は、今も

話出ておりました71ページの福祉協議会の人件費増で、人件費の見直しもしてということで話しておまして、嘱託職員2名を1名正職員にして、1名は産休等もあってそのままと、そういうことでございます。

私もこの関係、去年かな、かなり突っ込んで議論をさせていただいたのですが、基本的にはやはり早急に嘱託職員2名の方、1名は正職員になったということで、もう1名についても、来年度に向けて早期にやはり正職員化すべきだということを要求をしたいと思えます。

それで、去年分析したのですが、正職員といっても村職員の準職員から見ても、扶養手当、住宅手当がないと。

管内状況から見ても、非常に村の福祉協議会全体見ても悪い状況にあるやにちょっと把握しているのですが、それら含めて、今言った改善点も含めて、ぜひ来年度、正職員化に向けて考えてもらいたいものだなと。

その点が1点と、関連で保育園のこの経費の関係が出ましたから私もちょっと言いたいのですが、本年度、1億1,400万円、全体でかかっているわけですね。

結構額が大きいということで、以前と比較をさせていただきました。

それぞれ23年度、24年度については保育所建設があるわけですから、ちょっと比較にならないということで、22年度の決算と比較をしてみました。

22年度決算で7,750万円ほどということで、3,700万円ほど増えているのですね。

これは当然、施設も大きくなった。園児も定員20名増えたということの絡みだと思うのですが、さらに25年度の前年度から見ますと、保育所建設関連を除いて2,300万円ほど総体で増えているという総体の考え方です。

今言ったような形で増えるのは当然でしょうけれども、今後、執行に当たって、かなり額が増えてきているわけですから、その辺の最小限の経費で最大の効果を上げるような努力をすべきでないのかなということを思っていますので、その辺の考え方等についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

それと、もう1点は昨年も聞いたのですが、77ページの南十勝こども発達支援センター負担金ということで、今年度980万円ほど組んでいまして、約90万円程度増になっていますよね。

昨年は、24年3月末現在で9名、あるいはまた、指導延べ人数でも203人ということで、南十勝の他の町村から比べるとかなり利用数が低いと、こういう実態がわかったのですが、執行方針では本村の利用者も増える傾向にあるということに述べているわけですが、25年度の現段階までの利用実人員と指導延べ人員、そして負担金の増えた内訳を知りたいのと、さらに、そこに通っていない子やなんかもいるかと思いますが、それらの対象者の状況ですか。

これらについて聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 成沢保育園長。

○福祉課保育園長（成沢雄治君） 今、黒田議員さんのほうから質問のありました保育園の経費が上がっているという部分についてなのですが、ご指摘にあった部分についてはほとんどが人件費という形になります。

平成22年から急激に入所児童の数が増えています。

特に未満児の入所が増えると先生の数を増やさないとやっていけないというのが現状で

す。

もともと平成22年度あたりだと、嘱託の先生も4人とか5人の中で進めてきていましたが、現在は10人の嘱託職員が必要になってきています。

それと、パートさんについても、未満児にかなり入れなければいけないというような現状になっていますので、その部分がほとんどということです。

0～1歳児においては、3人に1人の先生を付ける。

2歳児については6人に1人の先生を付けなければいけないという部分と、それから、今、いろいろと子どもたちの成長の部分あります。

1人にどうしても1人の先生を付けなければいけないというお子さんもいらっしゃいます。

そういう状況で先生を増やしていく分については、どうしても人件費が増えるということで、この間、人件費が上がっているというふうな形になっています。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 社協につきましては、待遇改善ということでございますので、ご意見として伺っておきます。

実際、今回につきましても待遇改善等のある程度行ってございます。

ですので、正職員として次の方を採用する準備を次の段階で進めていきたいと思っております。

次の南十勝こども発達支援センターの関係でございます。

予算で伸びていますのは、人件費で伸びているところでございます。たまたま再任用のされる方が南十勝こども発達支援センターでおられまして、その関係の部分で人件費の関係で増になってございます。

それと、中札内の南十勝こども発達支援センターでの利用の人員は、現在13人でございます。

管内でいけば、先ほど、黒田議員がおっしゃっていましたように、今現在でいきまして、全体で121名ですので、かなり少ない数になってございます。

この少ない理由でございますが、一番まず考えられるのは、そこの発達支援センターに行くまでの間に、例えば、保育園、それから保健師さんたち、それから子育て支援センター、この方たちの対応が他の町村よりかなり手厚くできていますので、その南十勝こども発達支援センターに行く前の中で、かなりのレベルがクリアできているのではないだろうかと思っております。

ですので、この人数が少ないのがいいのか悪いのかというのは別の話にしまして、私ども、学校もそうでしょうし、保育園、それから、健康相談、それから子育て支援センターという、こういう四つのところが非常に他の町村よりも手厚くなっていることの原因がこのような状態になっているのではないかなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 社協の人件費の関係ですが、全体的には意見として受け止めるということですから、ぜひ、前向きに考えていただきたいなというふうに思うのですが、待遇改善をしているという、今説明あったのですけども、具体的にどこら辺の部分で待遇改善されたのか、詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 待遇改善につきましては、扶養手当、住宅手当、こういうも

のを新たに入れておりますし、さらには、通勤手当等も考えてございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） ということは、先ほども私のほうから言いましたけれども、村の準職員から比べて、扶養手当、住宅手当はなかったということですけども、そうしますと、村の準職員にほぼ並んだというのかな。そういうことで私も解釈するのですが、そういうことなのかどうかとも聞きたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 定数外臨時職員の給与表を全て100パーセントという形ではございません。

今までもそうだったのですけれども、定数外臨時職員給与表を使って、そのうち、この部分のところ、何号俸の何号をとというスタート時点や何か、そういうのは若干差はございます。

役場の場合はここだけでも、社協の場合はここ。

そして、号俸は年間4号俸上がるものが年間2号俸だとかという、そういうような、今でも社協さんと定数外臨時職員での差はございましたけれども、その辺のところのやつはまだ残ってございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） そうしますと、村準職員から比べて、給与表かな、若干違うということですけども、おおよそ村準職員から比べて、社協の正職員、どの程度の形で位置付けられているのでしょうか、給与表ですね。

手当については、今復活したということですから。揃ったということでは理解すればいいかと思うのですが、おおよそで結構です。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 張り付け時点が違うと思いますのでなかなか一概には言えませんけれども、若干下というイメージを持っていただければと思います。

そんな極端な下という意味ではなくて、張り付け時点もちょっと今回から変えようと思っておりますので、その辺のところは、若干というイメージを持っていただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 若干ということですから、具体的に何割もないですから、ほぼいいところで準職員に倣った形で対応されているのかなということでは理解をしたいなというふうに思いますが。

それと、保育園の関係、細かくまでしていませんから、あまり細かいことまでは言わないのですけども、いずれにしても先ほど言ったように、面積が広がった、あるいはまた、園児の数も増えた。

さらに未満児も増えたということで、それぞれ上がる要因についてはわかるのですが、かなりの額が増えているので、今後の運営にあたって、極力、余分な予算化はしていませんけれども、ぜひそんな観点に立って、今後とも適正な運営をしてもらいたいということを考えますが、その辺の確認だけしておきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 新しい保育園でございますので、できるだけ効率よく、そして効果的にやっていきたいと思っておりますので、ご意見承っております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質疑お願いをいたします。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 予算書はどこかわかりませんが、多分村長の予算概要の説明の中で、男性の料理教室を開催しますということがありました。

それで、この男性の料理教室を開くということになったことは、多分私もいきいき元気中札内という健康増進計画書を読みました。

それによりますと、特に高齢者の低栄養というのが中札内にも問題になっているのだなということ、これを見てわかりました。

それで、これに関して、男性の料理教室を開こうというように思ったのか。

そして、これを改善するための料理教室なのか、それとも、一般的に男性も料理できるようにやるべきだというような考え方で、この料理教室を開こうと思ったのか。

この健康増進計画との関連があつて計画を起こしたのかということもちょっとお聞きしたいなと思いますのと。

あともう一つ、これは予算書にも云々ないわけですが、そういうことを申し上げるのはいかがなものかと思えますけれども、たまたま保健センターで今、葬式などをやっておりますけれども、今、ほかのお寺や何かでも全部椅子式になっているのですよね、村内でも。

それで、ぜひ全部椅子にしてほしいなという意見があつたので、ただそのことを可能かどうかということだけをちょっと答弁いただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、保健センターの関係でございます。

今でも葬儀をやる場合、椅子を大体半分ぐらいを設置させていただきます。

これはやはりいろんな意見がございますし、椅子の方もいらっしゃいますし、そのまま座ってという方のご希望も、実はあるところでございます。

老人クラブの皆さま方も、実際保健センターの和室を使ってやるときに、椅子を使っている方もいらっしゃいますけれども、やっぱり和室では椅子でなくて畳の上に座りたいのだという方もいるものですので、この辺は、葬儀屋さんのやり方にもあるかとは思いますが、できるだけ、今年度については椅子の確保はしてございませんけれども、ちょっとお話を聞かせていただいて、検討させていただきたいなと思います。

そっくりそのまま全部がというのは、皆さんなかなか、それで本当にいいのかということところが疑問あるところもありますものですから、ちょっとその辺検討させていただきたいなと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） まず、男性の料理教室に取り組んだ経過でございますけれども、今までには高齢者の方で一人暮らしの方で、そういうものがあつたらどうかというお話はあつたのですけれども、きっかけとしましては、もうちょっと若い世代の方から、健康づくりも兼ねて、その料理のことも少し学びたいと。

奥さんとかに聞く方法もあるのだけれども、そういうのではなくて、学ぶ機会があるといいのではないかなというふうなお話もあつたのと、私たちも中高年の方の男性の健康状態のところについてはちょっと課題を持っていましたので、そういうことをお話しする機会にもなるのかなということで取り組んでみようというふうに考えました。

健康増進計画、いきいき元気中札内のところで、高齢者の方の痩せのことがもしかした

らきっかけとしてあったのではないかというお話だったのですけれども、これは、実はちょっと反対でして、痩せの人の割合が中札内は少ないという、標準の方のほうが多いということになります。

太い方も少ないのですけれども、痩せの方の割合が22パーセントよりも低い状況ということも少ないという状況なのです、村が。

なので、痩せていて栄養状態の悪い方が少ないという結果ではあったのですけれども、ここで述べているのは、ですがやはり体調の変化とかで低栄養状態になりやすい、あるいはお一人暮らしで栄養が偏りやすいという傾向はありますので、そこら辺については継続して取り組みが必要ということでもとめてはあります。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 保健センターの椅子での葬儀を全部椅子でということに対しては、なかなかそういうふうにはならないというふうには思う面もありますけれども、そういうような希望もあるということをお話されていて、検討していただければと思います。

男性の料理教室の内容についてはわかりました。

そして、たまたま高齢者でもやはり先に奥さんが亡くなられたということで、それまで全然男の人は料理をしたことがないというような人もいますので、そういった人を積極的にやっぱり参加してもらって、やっぱり栄養をきちっと取っていかないと、その後の体の変調も起きるのだということもわかるような取り組みを、私はぜひしてほしいなというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） ご意見ですが、どうでしょうか。

高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） その辺については、やはり課題だというふうに思っています。

今年度も別の形で料理講習会をしたのですけれども、男性の方の参加も多かったです。

高齢の方の参加も多かったので、その辺についてはいろいろ企画をして考えていきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 今、男性の料理教室、大変結構なことだし、僕もまだ高齢者に1、2年になっていないのですけれども、スケジュールが合えばぜひ参加させてもらいたいなど。

具体的にいつ計画しているのか、どのように計画しているのか。

そこら辺、ちょっと1点聞きたいのと。

あと、墓地の関係、105ページか、基線沿いの松ですね。切ってしまって、塀で途中で止まっていますよね。

昨年の予算委員会でもちょっと様子を見たいというお話をいただきました。

様子を見たいということですから、検討したのかしていないのかわかりませんが、やはりあのままではやっぱりまずいというのか、やはり何らかの形で、伐根まではいかないでしようけれども、やはり枝があまり伸びない、例えば、ヒバとかそういった木でやっぱり目隠し、ある程度する必要があるのでないかなというふうに思うので、そこら辺の考え方と。

今回、工事費でいくらか見えていますよね。

測量だけするのでなくて、整地というのか、そういうのもするのか、この中身と。

あと、私ちょっとまだよくわかっていないのですけど、墓地、4メートル、4メートル

で区画をするということで、現在売ることなのか貸しているのか。ちょっとそこら辺、教えてほしいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） 男性の料理教室、興味を持ってくださってありがたいなと思って聞いていました。

時期なのですけれども、実はちょっとまだ検討中で、未定でございます。

内容につきましては、一応料理講習の形、あと、村に食生活改善推進員さんがいらっしゃいますので、もしその方たちにご協力をいただけたらということで、まだ正式ではないですけれども、考えております。

あと、保健師、栄養士から食と体のことの影響についても若干お時間をいただいて、説明させていただきたいなというふうに考えております。

企画は1回なのですけれども、もし参加していただいた方で、2回目、3回目やりたいということでしたら、村主導ではなくて、その次に自分たちで集まっていたら、次の形でというようなことにもつなげていけたらいいな、ということちょっと担当者とは話をしているところです。

○議長（高橋和雄君） 墓地の関係は、山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まず、墓地の整備工事のほうを先に説明させていただきたいと思います。

整備工事と言っていますが、基本的には通路部分、掘削して砂利を入れてという。

あとは測量をして、4メートル、4メートルの区画で、縁石をそれぞれ区画に設けると。通路部分との境をですね。そういうような工事になります。

墓地については、永代使用ということで、売買ではなくて使用許可という形になっております。

通常ですと、今検討しているのは、今一番新しい火葬場側の東側、火葬場へ向かう通路側、まだスペースがありますので、そこに24区画を新たに、その手前の28区画と同様の区画で整備をしようということでございます。

それと、基線との境界のブロックの塀の続き、伐採したのですが、そのあとについては、その当時から伐採した後、植栽をするということではどうだということは考えたのですが、実際あれだけの大きさの木、確かアカエゾだったかなとちょっとと思いますが、あれだけ根っこが大きく伸びているものを伐根をしないで、その隙間に植栽することがかなり厳しいと。

これは、植栽を仕事としてやってもらえる民間の会社の方とちょっと相談したのですが、もしあそこに植栽をすれば、土盛りをして根っこが張る土量を設けた上で、つまり伐根しないでやるにはという意味ですが、ある程度土を盛って、その盛ったところに植栽をするという方法しか今のところはないかなと。

または、その根っこを避けて、根っこは残っていますので、その合間、合間に入れていくという方法とか、ただそれだと、なかなか均等には植えることが難しいかもしれないので、基本的には土を入れて、土壌を高くして植栽をするというようなことでもございましたので、今のところ、伐根をして塀を伸ばすのも一つの方法かもしれませんが、植栽をするのも一つかもしれませんが、かなりの工事費がかかるのと、植栽をすることでヒバだから、といって何もしないで済むということではなくて、当然管理をしなければ上に伸びてしまつて結果同じことになるかと。

当然、ヒバであっても葉が全く落ちないということではないので、結果的に植えたことよって、近くの墓地の砂利の間にその葉っぱが挟まってというようなことも当然清掃としてやらなければならない部分出てきますので、今のところは26年度の予算の中では、その整備については手を付けないということにしているということでございます。

○議長（高橋和雄君） 26年度の予算の中では検討していないということです。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 私もちよっと質問しようかなというふうに思っていたのですが、昨年、松が墓にヤニが落ちるということで切ったわけなのですが、今、知本議員が言うように、見るところ予算化されていないで、非常に対応が遅いというのかな。率直に言ってそのように考えます。

行政区長会議の中でも、行政区への回答ということでは、新たに植栽することを想定すると、こういうことで区長会議での回答書というのかな、その中でもきっちり述べておられます。

それで、これが1年遅れるたびにあの状態が続くのですが、あのままの塀を延長することになると、かなりの額が必要になるのですね。

ですから、私なりに考えますと、生垣というのかな、例えば、いろんな樹種があろうかと思いますが、オンコだとか、イボトあたりがいろいろ考えられるのではないかなというふうに思うのですが、根が多いから植栽できないという、それは根のところに植えられないのですけれども、必ず間に隙間や何かあるわけですからね。

そんなものを利用して、大きくなった時点でそれぞれ生垣の選定で真っすぐにしていけばいいですから。

早急に、6月でも補正を出してすぐ植栽をして、1年でも完全に隠れることではないのですけども、腰高ぐらいの今の高さぐらいにして、早急にやっぱり対応していかないと、このことで1年置くとまたあの状態が続くということで、延長にしても百二、三十メートルかな、というふうに私は見ているのですが、ぜひ6月補正でも出して、土盛りをしてということにも、僕はならないというふうに思うのですが、その辺研究されて、ぜひ、最小限の費用で早期に復活できるようなことを私は考えていくことではないのかなというふうに思います。

それとあと、工事請負、墓地の造成の関係ですが、大体聞いていてわかりました。

ですが、既存の残区画数ですね。

どの程度空いているのかということと、私もこの関係で質問しているのですが、ミニ通路というのですか、通路のところについて、つくったときはいいのだけでも、段々砂利厚が低いので、ガタガタになって全然取れないというようなことも苦情を聞いておりますので、そこら辺も考慮した中で造成することがいいのかなというふうに思いますので。

その2点について、答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まず、中札内墓地の残区画数ですが、残り9区画になってございます。

それと、整備工事の中で設計をしているその通路部分については、これまでの整備と全く同じでございます。通路幅については2メートル。

砂利が漏れないように、縁石をそれぞれ入れて、墓地との区画を分けるという内容になってございます。

特殊な舗装をしたりだとか、以前、保育園にもありました鉄道記念公園の通路のような形でできないかだとか、まず、それは鉄道記念公園の通路のような形については、もともと原材料がなかなか手に入りづらいということを知っていましたので、設計段階では通常の砂利で、これまでと同じような整備を行うということで計画をしたところでございます。

それと、基線との境界です。

行政区長からのご意見の中に対する回答では確かにそういった検討もしてみたいというふうにお答えをしております。

それを26年度中に行うかどうかということは別としても、全く今のままでいいかどうかというのは、もうちょっと村民の皆さんのご意見が出てきた段階でもというような考え方もあって、早急に合間に植えるという行為は予算計上しなかったところでございます。

補正でそれを対応できないかということについては、当然検討の余地はあろうかと思えますので、ここでお約束するをするべきものではないというふうには思いますので、少し研究させていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 再度になるのですが、生垣ですね。

本当に対応が遅いですよ。

そんな難しい、あまり考えすぎたら何もできないわけで、当然のように、何の樹種がいいのか自らわかると思うのですが、それぞれ根の空いているところに植えた段階で大きくなった時点で選定をしていけば、将来的にはきちっと生垣ができるというそんな難しい問題でないと思うのですよ。

そんな意味で、ぜひ、あの辺を早く植えないと、植えても何年もかかるわけですから、ぜひ、前向きに6月補正でもやって、すぐ植栽をしていくと。

そんなスピード感を持って対応していただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいと思えます。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 墓地の問題いろいろ出ていましたけども、自分も67年間、あそこ通っているのですけれども、過去からみるとかなりきれいになって見やすいし、見ている中のおいての墓地が見えるから、どうのこうのという話は協和に住んでいて、協和の人から1回も聞いたことないのですよ。

自分としては、あそこに木を植えて、整備をしないでおくのだったら今の状況の中ですっきりした中であそこをきれいにしたほうがいいのではないかという自分の考えなのですが、何でもかんでも木を植える話ばかりしか来ないから出ていないのですけども。

我々も言う暇もなかったぐらい出てくるのだけでも、自分としてはそうではなくて、今の環境をもうちょっときれいに、草も生えないようにしながら、木を植えないでそのままの中できれいにしてほしいと。

墓地が見えてなんで悪いのかなという気がするのですけども。

自分としてはやっぱりあそこに先祖がいるわけだし、そういうところの中において、その墓地を見ながら、嫌な気持ちになるという気持ちが個人的には思うのですけども、その辺はいかがなものでしょうかね。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 確かに、新しく整備をされている十勝管内の新しい墓苑、墓地、全て垣根で隠されているかという、そうではない部分も実際にはあろうかと思いま

す。

だから、それはケースバイケースなのだろうというふうには思っている。

ただ1点あるとすれば、塀が途中まで来ていて、途中でそこが切れた状態になっているということが、形としていいかどうかというのはちょっと残るかなということなのだろうと。

つまり、隠さなければならないものかどうかという点では、特にそのことで墓地を隠さなければならないということにはならないのではないのかなというふうにはちょっと思います。

ただ、今ご説明した通り、塀が途中で切れていて、残りがスポンと空いているというちょっと中半端な状態もありますので、そういった点については検討の余地はあるかなというふうには思っているところであります。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 申し訳ない質問してしまいましたけども、本当に自分としては、木を受けて隠す必要はないと思うし、できれば、今の環境の中にもっともっと墓が見えてもいいからきれいにして、環境を整備するほうが先ではないかということで、意見ですけども。

○議長（高橋和雄君） 意見としてお聞きしておきたいと思います。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） ちょっと私の勉強不足かと思うのですが、今、残り9画とこれから24区画を整備して利用してもらおうということなのですが、今言う説明であると、永代使用許可によって希望者に貸すということになると、それには費用が発生しますよね。そしたら、それがいくらになるのか。

それをちょっと教えてください。

それと、例えば、その逆で、自分たちは今までずっと使ってきたと。使ってきたけれども、それを管理してくれたり、それを維持管理できなくなったということになると、それは、例えば、墓石を壊してきれいな状態にして村に返しますという形になると思うのですよね。

そうしたときには、ただそういう整備をして、借りたけど返しますよということだけでいいのか、ということですね。

それと、永代使用許可で買ったという形がどうなのかわかりませんが、そういう契約を結んだということになると、すぐそこに墓石を建てるとか、そういう規制はないのですか。

例えば、家だったら、宅地分譲をしたら、5年間のうちにお家を建ててくださいとかそういうような規定があると思うのですが、お墓については、一応使用許可を受けたら必要になるまで何年でも何も建てなくてもいいというようなことになるのでしょうか。

それと、以前に、ぜひ共同墓石のようなものを考えて、将来的には考えてくださいというようなことを言った覚えがあるのですが、そのことの検討についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まず1点目の料金です。

料金については、1区画4メートル、4メートルですけど、新しいところについては16平米ですので、1万6,000円。

これは、毎年ではなくて、その借りるという申請を上げた段階で1回だけ納入していた

だくという形になります。

それと、返納についてです。

一応規制は全くありませんので、使用許可が出て、いつ墓石なりをつくるかは、借りられた方の判断でございますので。

現在も借りた状態のままでも建っていないという区画も実際に多く存在しております。ですから、そのことをもって返してくださいというようなことは一切ないということになります。

基本的には、村外に転居をされた、転出をされたりしたときには、村内にいらっしゃる方で連絡が取れる方をお一人指定していただいて、村外転出というような形になるのですが、なかなかそこまでの手続きをされない方もいらっしゃるのです、何件かは転出されていて、お墓の区画、ちょっと木が生えたりだとか、そういったところについては、住所や何かも調べて、こちらから連絡を差し上げるというようなケースも実際にはございました。

それと、返納する場合には、お貸しするときに発行している許可証を戻してもらって、返納届けをあわせて出していただければそれで手続き上は済むという形になります。

また、一度お墓を建てられて、そのあと管理ができないのでということもございまして、そういったケースについても、通常ですと、お坊さんに供養をしていただいて、骨上げをあわせてやって、その後に届けを出していただくみたいな形になっております。規制の制限はないです。

それと、共同墓石については、今のところその残区画9区画あって、それとはちょっと別なのかもわかりませんが、年間で区画を申し込まれる方というのは大体2件から3件ぐらいです、実際。

新たに区画数を増加させていますので、ある程度年数は対応ができるものというふうに思っています。

それよりも、お墓を借りることよりも、納骨堂ですとか、そういったところを借りられたりだとかという世代が増えているというふうに聞いておりますので、共同墓石のような、本村の場合については屋外ということも、恐らく場所はわかりませんが屋外ということになるのでしょうか、そこまでの対応については今のところ、まだ検討段階かなというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 先ほど、住民課長のほうから再度生垣についてあったものですから、再度言わせていただきますが、住民課長言うように、あそこの生垣についてはブロック塀が3分の2ぐらいきているのかな。

あの状態のまま置くと、それぞれ皆さん、いろんな考え方あると思うのですが、やはりあのままにしておくということは非常にちょっとどうしたのだろうという気にもなると思いますが、あと高さについては、私言うのは全部隠すという意味ではないのですね。

今の塀の高さ、恐らく1メートルぐらいあるのですか。

そんなもので一定のあの高さで生垣をつくるのが一般的ではないのかということで私も思いますし、住民課長もそういうような答弁してましたから、ぜひ、私はそういった考え方で早く生垣をつくっていただきたいと、このように思います。

○議長（高橋和雄君） これも質疑としてお聞きしておきたいと思えます。

墓地の関係でご意見がなければ、ちょうど30分になりましたので、今日の審議を終わりたいと思うのですが、墓地の関係ではありませんか。

6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） 今の共同墓石の設置、中札内村としてするというものの考え方はないということなのですから、24 区画も増設するわけですから、なかなかそこまではいかないと思うのですけれども。

ただ、本当にお墓も建てられない、そういうような困窮者もいるだろうし、建ててもなかなか管理もできないということになったときに、本村から離れるときに共同墓石があれば、そこに入れて、自分たちは中札内に住めなくなったときには、また大々的にその管理ができない人のためにも、今後やっぱり共同墓石というのは村としてもあってもいいのではないかなと思いますので、私の意見としてそういうことを考えていただければなと思います。

○議長（高橋和雄君） これもご意見としてお聞きしておきたいと思います。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれまでとして、延会をしたいと思います。

このことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会といたします。

散会 午後 4 時 33 分